

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 26 年 9 月 17 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 1 1 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中島委員長、吹田副委員長、川畑・斉藤（陽）・上野・齋藤（博）・佐々木（茂）各委員		
説明員	市長、副市長、生活環境・医療保険・福祉・病院局経営管理各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、齋藤博行委員、佐々木茂委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「戸籍事務電算化事業について」

○（生活環境）大野主幹

戸籍事務電算化事業について報告いたします。

当事業につきましては、平成24年度におきまして当初予算計上後、平成24年12月21日開催の厚生常任委員会におきまして、同年12月17日に富士ゼロックスシステムサービス株式会社と契約金額3億7,771万200円で契約締結の報告をいたしました。その後、委託業者において、戸籍を電子データ化してシステムに取り込む作業等をスケジュールどおり行っていたところでございます。

この間、市民への周知としまして、広報おたる平成26年8月号とホームページで、戸籍の証明書の様式が変更されることや、証明書の発行までの時間が短縮されることなど、戸籍の電算化に係る記事を掲載したところであります。現在の紙の戸籍に記載されている氏名の文字の中には、コンピュータに取り込むことのできない文字がありますので、これらを法務省通達に基づき、常用漢字や人名用漢字など漢和辞典に掲載されている文字に置きかえるため、対象者へ9月5日付けで通知したところであります。

システム機器の設置についてですが、本年8月30日、31日に本庁舎と各サービスセンターにコンピュータやプリンタなどの機器を設置し、テスト稼働させたところ、順調に稼働することが確認されました。

なお、本日9月17日付けの法務大臣の告示により、小樽市が本年10月4日から戸籍をコンピュータによって取り扱うものと指定されております。

今後についてですが、本年10月4日土曜日に戸籍総合システムを稼働し、10月6日月曜日から、電子データ化された戸籍の証明書を発行いたします。

これにより、紙の現在戸籍は、平成改製原戸籍となりますが、汚損などの防止のため、紙の戸籍を画像化する作業を10月6日から開始し、平成27年2月中旬から画像化された平成改製原戸籍を発行する予定となっております。

○委員長

「小樽市環境基本計画（原案）の策定経過及び今後の予定について」

○（生活環境）環境課長

小樽市環境基本計画（原案）の策定経過及び今後の予定について報告させていただきます。

この環境基本計画は、平成22年度に制定した小樽市環境基本条例に基づいて策定しているもので、24年度から26年度の3か年の予定で策定しており、今年度が最終年度になります。

平成24年度には、自然環境や社会環境といった現状分析のための基礎調査を行い、25年度前半には市民意識調査のアンケートを実施し、後半からは素案の作成作業を行っております。

配付資料の小樽市環境基本計画（原案）の策定経過及び今後の予定をごらんください。

実際の策定作業は、本年1月に庁内に設置した小樽市環境基本計画策定推進会議の幹事会と小樽市環境審議会に設置した環境基本計画の検討部会において進めてまいりました。

2月25日に第1回の幹事会を開き、関係する部局の各課において、素案の第1章・第2章の検討作業をしていただきまして、3月24日にその検討結果を集約した後、細部については、それぞれの関係課と個別に調整作業をしております。

4月25日には、環境審議会の第1回の検討部会を開いて、庁内調整後の素案第1章・第2章の検討をしていただいております。

5月9日には、幹事会の第2回目の検討作業として、審議会の検討部会の意見で修正した第1章・第2章の確認作業と、素案第3章以降の検討をしていただき、5月26日にその確認・検討結果を集約した後、再び各関係課と個別に調整作業をしております。

そして、6月30日に第2回の検討部会を開き、素案第1章・第2章の確認と、庁内調整後の素案第3章以降の検討をしていただいております。

7月9日には、幹事会の第3回目の検討作業として、素案第1章・第2章の最終確認、審議会検討部会後の素案第3章以降の確認をしていただき、各部局内で合意いただいたものを7月23日に集約しております。その後、各部局、関係課との最終調整後、総務課行政係へ文章のチェックを依頼しております。

8月6日には、第1回の環境審議会を開催し、検討部会における作業報告の後、庁内合意後の素案が検討され、承認いただいております。

そして、8月20日に小樽市環境基本計画策定推進会議を開催し、環境審議会で承認を得た素案が検討され、パブリックコメントにかける原案として、会議で出された意見等に基づいて、現在、最終的な修正作業を進めているところであります。

この計画（原案）につきましては、10月1日から30日間パブリックコメントを実施する予定であり、公表する計画（原案）及び概要ができましたら、改めて報告させていただきます。

パブコメ実施後、11月中旬までに出された意見に対する考え方を整理して、11月下旬に庁内の策定推進会議において報告し、パブコメ実施後の原案を検討後、環境審議会へ諮問する計画（案）として承認していただくこととなります。

そして、12月上旬に環境審議会へ諮問書を提出し、1月中旬には第2回の環境審議会において計画（案）を審議の上、答申をいただく予定であります。

1月下旬には、策定推進会議において審議会の答申内容を報告し、計画（案）を計画として承認していただくこととなります。

その後は、市長決裁を経て、小樽市環境基本計画として決定し、3月末までに印刷製本を済ませ、4月に入ってから、告示、公表を行い、計画として施行する予定となっております。

○委員長

「新市立病院における特別室等の料金について」

○（経営管理）医事課長

新市立病院における特別室等の料金について報告いたします。

資料をごらんください。

この料金の設定に当たりましては、現在、市立小樽病院で運用している特別室等の料金、面積、設備内容と比較検討いたしました。

特別室につきましては、1万円と設定いたしました。なお、現病院の特別室は1万2,000円となっております。

この特別室の面積は、資料のとおり、新市立病院が29.2平方メートルに対し、現病院は37.4平方メートルであり、設備につきましては、おおむね同等となっております。面積の割合と設備を比較の上検討し、また、その際には、市内他病院の状況を勘案いたしました。

また、一般個室につきましては、3,000円と設定いたしました。なお、現病院の一般個室は2,200円となっております。一般個室の面積は、新市立病院が20.2平方メートルに対し、現病院は12.6平方メートルであり、現状と比べ設備もトイレ、シャワーが設置されるなど充実することを考慮いたしました。こちらも、特別室と同様に、現病院

の療養環境との比較検討並びに市内他病院の状況を勘案し、設定いたしました。

今後、開院に合わせ、北海道厚生局への届出等、所要の進めを進めてまいります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第23号について」

○（生活環境）戸籍住民課長

議案第23号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について概要の説明を申し上げます。

戸籍の電算化につきましては、先ほど大野主幹から報告があったところでありますが、戸籍の電算化に伴いまして、これまで紙に記載されておりました戸籍は磁気ディスクにデータとして記録されることとなります。

これに伴いまして、戸籍の証明書につきましては、戸籍法第120条第1項の規定によりまして戸籍の謄本又は抄本にかえて磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面となることから、手数料条例別表中の戸籍の証明に関する項目、第134号、第135号、第138号及び第139号に該当する文言につきまして、電算化に伴う証明書に係る規定を定めるものでございます。

なお、この変更によります手数料についての変更はない旨説明いたします。

○委員長

「議案第24号について」

○（保健所）保健総務課長

議案第24号小樽市手数料条例及び小樽市薬事法施行条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例の改正についてであります。平成25年11月27日に医薬品、医療機器等の安全かつ迅速な提供の確保を図るために「薬事法等の一部を改正する法律」が公布され、本年11月25日に施行されます。

これにより、薬事法の法律名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められるとともに、同法中、高度管理医療機器等の賃貸業と規定されていたものが貸与業に改められたことから、それぞれの条例について文言整理のため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、改正法の施行期日に合わせ、平成26年11月25日としております。

○委員長

「議案第25号ないし第28号について」

○（福祉）子育て支援課長

議案第25号ないし第28号について説明いたします。

初めに、議案第25号小樽市総合福祉センター条例及び小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案についてですが、母子及び寡婦福祉法の法律名称の変更を含む一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、施行期日は法改正の施行日に合わせ、平成26年10月1日となっているものです。

一部改正の主な内容は、小樽市総合福祉センター条例、小樽市福祉医療助成条例、いずれも条例の中に母子及び寡婦福祉法の名称が載っているため、その法律の名称を変更するものです。

次に、議案第26号小樽市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案についてですが、児童福祉法の一部改正に伴い、小樽市さくら学園において行う事業を新たに追加するとともに、所要の改正を行うものであり、施行期日は平成27年4月1日となっているものであります。

一部改正の主な内容としましては、1点目としまして、題名を小樽市さくら学園条例に改正いたします。

小樽市子ども発達支援センターとの区別を明確にするため、施設の具体的名称を付した題名としたものであります。

2点目としまして、保育所等訪問支援に関する業務及び障害児相談支援に関する業務を追加いたします。

従来、小樽市さくら学園は児童福祉法上、知的障害児通園施設との位置づけがありましたが、平成24年4月からの改正により、児童発達支援センターと位置づけされました。この位置づけの施設におきましては、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の新たな二つの業務を行うとされていましたが、3年間の経過措置として、これら業務の実施が猶予されていたものであり、このたび3年が経過となり、平成27年度からこれらの業務を実施するため、小樽市さくら学園を規定する条例について所要の改正を行うこととなったものです。

3点目としまして、これらの事業に係る利用対象及び使用料、こういった内容につきまして、障害児相談支援に係る項目を追加いたします。

次に、議案第27号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案及び議案第28号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてです。

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設のほかに地域型保育事業が組み込まれ、それらに対して給付費が支給されることとなりますが、支給の前提として施設や事業が一定の運営基準を満たしていることを市町村が確認することが必要とされたため、その運営に関する基準を定めるものが議案第27号であります。これは、子ども・子育て支援法の制定に伴うもので、施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日、平成27年4月1日の予定であります。

また、新たにこの新制度に組み込まれた地域型保育事業の認可が市町村により行うこととされたため、その認可基準を定めたものが議案第28号であります。

児童福祉法の一部改正に伴い、名称は、国の政省令を基にするため、家庭的保育事業等となりますが、認可に係る設備及び運営に関する基準について定めるもので、施行期日は、子ども・子育て支援法及び関係する法律の施行の日、平成27年4月1日の予定であります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

本日は、共産党の要請で市長、副市長が出席しておりますが、共産党の質疑が終わった時点で退席する予定ですので、その時間をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

共産党。

○川畑委員

市長と副市長の御出席をいただきましてありがとうございます。

早速質問させていただきます。

◎議案第26号について

最初に、議案第26号小樽市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案について質問させていただきます。

おたる子育てプランの地域における子育て支援の推進の中には、保育所・幼稚園での子育て相談という項目がありますが、この事業とは別のものなのか、この条例で追加される相談事業の内容を説明していただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

おたる子育てプランにございます保育所・幼稚園等での子育て相談でございますが、これは通常の育児の悩み、不安、それらの相談をこういった施設の保育士等が受けているものでございます。今回の児童発達支援センターでの相談事業につきましては、原則として相談を受けつつ障害を持った子供の個別の支援計画を作成するというのもございまして、いろいろな福祉サービスの活用をはじめとして、生活場面に沿った支援の提供を図ることを目的として行われる相談事業でございます。

○川畑委員

今までの保育所・幼稚園での子育て相談は子育てをする上での相談で、今度は障害児相談ということですが、これまででも障害児相談の必要があれば実施していたのではないのかと思うのです。もし実施していたとすれば、それはどのような形でやってきたものなのか、これまでに相談をしたことで代金を支払うようなことがあったのかどうか、聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

相談支援事業という名称は付してはませんが、小樽市さくら学園においては障害を持っている子供の療育事業を行っておりますので、そういった中で個別のケース・バイ・ケースに応じて御家庭からの相談があれば、そういった療育事業の範疇の中で対応していたという経過がございます。事業という位置づけではございませんので、特にその分についての使用料等はございませんでした。

○川畑委員

今度の事業で相談業務をする支援員は、どこの職員が行うのか。また、その相談員には資格が必要なのか、それはどのような資格なのか、聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

小樽市さくら学園の運営につきましては、指定管理者の方式ということで社会福祉法人において実施していただいているところでございますので、その職員が相談に当たることになります。

また、相談支援員の要件につきましては、障害者施設におけます保健、医療、福祉、就労等の分野における実務経験といった関係と、この相談支援にかかわる研修を受講するといったことが要件となるものでございます。

○川畑委員

資格が必要ということですが、それはどのような資格なのか、資格名は何かあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

実務要件になりますので、資格ということよりは、今、申し上げたような障害者にかかわる施設で、その施設ごとの種類と申しますか、例えば知的障害者相談事業などでは通算して3年、そのほかの施設においては5年といった例で分かれていて、そういったもので経験年数を判断します。また、もう一つの要件である北海道が行う研修を受講して修了する、そういったことが必要になってくる要件でございます。

○川畑委員

ということは、経験と研修を受けることが必要ということですか。そういう解釈でよろしいですか。

○（福祉）子育て支援課長

いずれもその両方の要件を満たした場合のみに、その資格を得たという形になります。

○川畑委員

保育所等訪問支援に関する業務を追加するとのことですが、この訪問支援というのは、どこの保育所、あるいは幼稚園を対象にしているのか。また、認可保育所に限るのか、認可外保育施設も対象となるのか、その辺について聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

保育所等訪問支援の事業の対象施設につきましては、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設として自治体が認めたものとされております。認可外保育施設の関係でありますと、そちらに通われる保護者からそういった申込みがございましたら、そういった利用状況も勘案しながら判断していくことになります。

○川畑委員

それでは、保育所や幼稚園だけではなくて、小学生の児童も含めてということでもいいですね。

対象の障害児としては、今答えていただいたような保育所や幼稚園などの施設なのか、訪問を依頼するのは保育所や幼稚園、あるいは学校などの保育士や教諭が行うものなのか、また、保護者との関係はどのような形で進められるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

保育所や幼稚園などに通われている場合は、保育士や幼稚園教諭が気づかれる場合もあると思いますし、また、保護者が気づくことも十分あると思います。そういった中で、このサービスを使うに当たりましては、児童の保護者から申込みをいただきながら、市の利用決定を経た後、このサービスを活用することになります。直接依頼するのは、児童の保護者になります。

○川畑委員

では、保育士や幼稚園教諭等が気づいた場合でも、保護者と相談しながら、結果的に言えば、その保護者が直接訪問支援を依頼する形になるということですね。

それで、保育所等訪問支援には料金がかかると聞いているのですが、相談 1 回につきどのくらいの費用が必要なのか、保護者の負担は幾らぐらいになるのか。また、生活保護者や非課税世帯についてはどういう扱いになるのか聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

訪問支援の料金でございますけれども、訪問 1 回について基本単価は 9,120 円になっております。これに対して、1 か月に二、三回利用された場合ですが、掛け算をしますと 2 回の場合は 1 万 8,240 円、3 回であれば 2 万 7,360 円ということで、この 1 割が保護者負担となっておりますので、おおむね 1,800 円から 2,700 円の負担額になります。

また、生活保護の受給世帯と市民税の非課税世帯については無料という扱いになっております。

○川畑委員

最高限度額はどのくらいなのか、そういう限度額はあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

市民税課税世帯の中におきまして、市民税の所得割額が 28 万円未満であれば、月額で 4,600 円が上限額となっております。この 28 万円という課税額から年収幾らとは一概には言えないのですが、例えば夫婦と子供がいるような 3 人世帯の場合、給与所得者などで考えますと、おおむね年収で 700 万円ぐらいかと思われま。

○川畑委員

一般的に限度額は 4,600 円と捉えてよろしいということですね。

保育所等訪問支援には料金がかかるのですが、一緒に追加される障害児相談支援には料金がかからないとのことですが、対比して料金がかからない事業とかかる事業があるのはなぜなのか、聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

いずれの事業につきましても、児童福祉法で規定されております。それで、訪問支援については、こういう形がかかりますという規定になっているのですが、相談支援については、特に有料という規定がないものでありまして、負担が生じないということでございます。

○川畑委員

何か私が受け止めるには、さくら学園に相談に行く場合には料金がかからないのに、訪問で支援をお願いすると料金がかかるというのは不公平な感じもするのですが、実際に対象となる児童はどれくらいいるのか、現在は決まっていないのでしょうか、相談員は何人体制を考えているのか、その点で相談員を新たに採用することになるのか、その辺も含めて一緒に聞かせていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

まず、対象となる児童の関係については、具体的な数字等は、現時点では把握してございません。

また、相談員の関係でございますけれども、先ほど申し上げたような資格要件を満たしている方が現在 1 人います。採用の関係等については、これから指定管理者である社会福祉法人ともこの事業の具体的な内容についてさらに詰めてまいります。相談支援についてはその資格のある方が 1 名、保育所等訪問支援については、資格で言いますと、保育士のほか、施設長もそういったものに対応できますので、2 名といった現状で想定しているところでございます。

○川畑委員

そうしたら、現在は相談員が 1 人いますと。そして、採用は新たに 2 人するということですか。

○（福祉）子育て支援課長

少し言葉足らずで申しわけございません。事業として見れば、そのようなことが想定されることとなりますので、内容としては、ベテランの一定程度の経験を積んだ職員が当たる必要があるというふうに施設とも話しているのですが、具体的にどういう職種の人を採用するかというのは、また今後の社会福祉法人との協議によるものというふうに考えております。

○川畑委員

大まかなところはわかりましたが、私ども共産党としては、新たに盛り込まれた保育所等訪問支援のサービス利用に当たっての料金として、利用者が 1 割負担しなくてはならないという点は賛同できない点だと思います。もちろん、その経過がありますからあれですけれども、特に障害者の問題については自己負担をさせるようなことはするべきではないと思います。

◎議案第 27 号、第 28 号について

次に、議案第 27 号と第 28 号について、両方の議案をあわせて中で質問していきます。

この議案については、我が党の代表質問の中でいろいろと質問してきているので、大まかな点では理解できる箇所もあるのですが、それ以上に不明な点があるので、それらについて質問させていただきます。

まず、保育認定の問題ですが、公立保育所及び認可保育所の保育時間について、現状ではどのようになっているのか、聞かせていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

開所時間の関係でございますが、22 か所の施設がございまして、早いところでは朝 7 時で、遅いところでは 7 時 45 分です。また、通常の開所時間は午後 6 時、延長保育を行っているところは午後 7 時まで開所しているという現状でございます。

○川畑委員

公立保育所の場合、朝は 7 時 45 分からで、延長保育を行っている場合は午後 7 時まで、延長保育がないところは午後 6 時までというのが基本ですが、先日の代表質問での答弁の中で、保育所ごとに一律の時間帯を設定するという答弁がありました。

そのことについて質問させていただきますが、一律の時間帯を設定した場合、標準の保育時間の場合と短時間保育の場合で具体的にそれがどのような状況になるのか。標準の場合は 11 時間で、短時間の場合は 8 時間ということですが、大まかに朝の何時から夕方の何時までというのは、まだ決定ではないでしょうけれども予想していると思うので、その辺について聞かせていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

これまでの現状で国が示している考え方につきましては、保育施設において、標準時間、短時間という設定を行うということを示されております。標準保育であれば、例えば朝 7 時から夕方 6 時になりますと 11 時間になりますし、短時間であれば、例えば 9 時から夕方 5 時までになりますと 8 時間、そういった例が一例としてはございます。

○川畑委員

本日、資料を要求して出していただいた中に「保育の必要性の認定について②」という資料があるのですが、この中では、保育標準時間は11時間というのが上のほうに載っていて、下のほうには保育短時間の例が載っています。今の話でいきますと、保育標準時間で原則的な11時間であれば、朝7時が最初になって、最後が午後6時になると思います。公立保育所であれば今は朝の7時45分、早いところでは朝7時という認可保育所があるのですが、保育必要量が11時間の場合は、朝はその時間より早く預けることはないだろうと思いますけれども、夕方の延長保育の時間は、一つの例としては午後6時以降ということで、その分が延長保育ということになるという解釈でいいですか。

○（福祉）子育て支援課長

午後6時などで通常の短時間保育などの時間が終了した場合に、午後7時まで開所するような保育所におきましては、午後6時から7時までの時間が延長保育という扱いになります。

○川畑委員

保育認定の中で、短時間保育の場合があるのですが、先ほどの例のように大体9時から17時であれば8時間になるので、これが原則的な保育時間として塗り潰されているところを9時と見るわけですね。そうしたら、9時より前に、保育所は7時45分から始まっているので、例えば8時から預けたいという場合には、それは朝の分の延長保育になるという考え方でいいですか。

○（福祉）子育て支援課長

現状で国から示されております考え方は資料に記載のとおりなので、委員がおっしゃったとおりでございます。

○川畑委員

例えば、現状で延長保育を実施している認可保育所では17時が閉所時間になっていますが、一律の時間帯を設定されたとして、短時間保育の場合は午後5時以降が延長保育になるという捉え方でよろしいですか。

○（福祉）子育て支援課長

これまで示されてきている国の資料を基に今後のことを想定しているのですが、現状においては委員がおっしゃったように夕方5時以降が延長に該当するものと考えております。

○川畑委員

例えば、パートなどで短時間労働されている保護者が子供を預ける場合で、1日に3時間ないし4時間の勤務をしている場合の保育認定はどうなるのか、聞かせていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

パートなどで1日に三、四時間就労する場合の認定でございますけれども、国においては、本日の資料の表のとおり、短時間保育については1か月の時間で48時間から64時間の範囲で自治体が定めることになっております。市では、今後これについて定めていく考え方でございますが、現状で申し上げますと、小樽市の場合は時間に換算すると64時間ということでやっております。通常、1日に三、四時間でございましたら、こちらの短時間就労に該当することが多いのではないかと考えられます。

○川畑委員

短時間労働をしている人が子供を預けた場合、8時間の認定の中に入るかもしれないのですが、一定の時間の中で考えると、始まる時間の一つの例としては朝9時からというのが一般的に考えられますけれども、パートの仕事をする場合には、必ずしも9時以降に仕事をするとは限らないと思うのです。結局、朝7時なり8時までには仕事に行かざるを得ないという条件の場合もあると思うので、その場合は朝9時以前の部分は延長保育になってしまうのですか。

○（福祉）子育て支援課長

この表のとおり、設定した時間以外の部分は延長保育という考え方がこれまで示されてきておりますので、それに基づきますと、例えば朝と夕方といった前後につく場合もあると思われま

○川畑委員

現状では 8 時前に登園する子供が結構いると思うのですが、それはどのくらいいるのか。正確な人数ではなくてもいいのですが、聞かせていただきたいと思います。そして、一律の時間帯よりも早く登園する人がどのくらいになるのか、もしわかればその辺も聞かせていただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

大変申しわけないのですが、時間ごとの統計はこれまでとっておりませんので、現状では資料がございません。

○川畑委員

では、逆に退園時間に延長保育となる場合などについても、現状では把握できないということですか。

○（福祉）子育て支援課長

延長保育につきましては、午後 6 時から 7 時までの事業として行っておりますので、それについては利用実績ということでカウントしております。年間の実利用児童数で申し上げますと、平成 25 年度は 431 人になっております。

○川畑委員

やはり私が思うような延長保育に該当するケースが現状でもそれなりにあるのではないかと思うわけですが、延長保育の利用によって、保育料が逆に高くなる可能性はないのかどうなのか、その辺についてはどうですか。

○（福祉）子育て支援課長

現状で国から示されておりますのは、国の保育料の基準額です。ただ、それは国の予算編成も終わっておりませんので、仮の価格として示されているものでございます。一つの想定として、本市の延長保育については 1 回 150 円でやっておりますので、例えば国の基準額表の中での 8 時間と 11 時間という 2 区分に保育料が分かれて示されておりますので、利用回数によっては、1 回 150 円ですが 2 回、3 回と使うことによって、そういう差額を加味すると、短時間プラス延長の利用が標準時間を超えるということも想定としては一つございます。

○川畑委員

私が先ほど言ったように、パートなどの短時間労働の場合には、逆に保育料が高くなってしまふことが予想されると思うのです。そういう矛盾を今の新制度は抱えていると思うのですけれども、その辺はどうですか。

○（福祉）子育て支援課長

本日提出させていただいた資料の内容が、以前から国としての基本的な考え方ですということで示されております。

9 月 10 日付けでこういった支給認定にかかわるような内容についての通知が、内閣府、厚生労働省、文部科学省の 1 府 2 省連名でございました。そういう中で、延長保育事業との関係というのは、現行の取扱いを踏まえて 1 日当たりの保育必要量との関係を基に整理して別途示したいと、そういうことがつい先日出てまいりましたので、国の動向を踏まえながら、これから本市でよく検討していくべき事項だと考えております。

○川畑委員

次に、保育士の配置の問題であります。

小規模保育事業の中には A 型、B 型、C 型の 3 タイプがあるわけですが、その中で B 型は保育資格が 2 分の 1 でよいとされていて、C 型は保育資格が要らないという状況があります。私の調べた中では、今、認可外保育施設での子供の死亡率が問題になっていまして、認可外保育施設での子供の死亡率が圧倒的に高くなっています。厚生労働省の調べによりますと、2013 年の 1 年間で死亡事件が認可保育所では 4 件、認可外保育施設では 15 件となっているという報告がありました。入所児童数から換算してみると、認可外保育施設は認可保育所の実に 45 倍にもなると

いう報告でした。市は、この国の基準に合わせるつもりなのか、こういう事故の問題なども含めて、どのように捉えているのか聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

今回、地域型保育事業の認可基準として条例を提案させていただきましたのは、基本的に国と同一の内容で条例制定をしたいという考え方でございます。

○川畑委員

現状の保育所では保育士が基準どおりに配置されています。これが今度の新しい制度によって保育士が減らされることが懸念されるのですが、まず、その辺についての現状として保育士が確保されているのかどうか、確認させてください。

○（福祉）子育て支援課長

現状につきましては、認可保育所の制度がございまして、今回、新たに小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業ということで位置づけているものでありますので、これまでのものとは内容が異なっております。

○川畑委員

次に、給食の基準について伺います。

代表質問の答弁では「給食及び調理員配置につきましては、新制度においても原則としており、一定の条件を付した上で」という言葉が使われておりましたけれども、この一定の条件とはどういうことなのか、簡単に説明願えますか。

○（福祉）子育て支援課長

食事の関係につきましては、原則としては自園調理ということになっておりますけれども、一定の条件ということにつきましては、例えば、食事の提供の責任が家庭的保育事業者等にあること、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を十分行える体制があること、調理業務を委託する場合には契約内容として確保されていること、そういった観点の一つ。また、家庭的保育事業等の関係、市町村等の栄養士により献立等について指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮があること。また、調理業務の受託者について、衛生面、栄養面等という部分については適切な遂行能力を有すること。また、利用されている乳幼児の年齢や発達の段階に応じた食事の提供といったようなことが可能であること。また、給食についても食育に関する計画に基づき食事提供を行うこと。そういった五つの項目が示されております。

○川畑委員

これは、民間の仕出しみたいなのところも該当するのですか。

○（福祉）子育て支援課長

搬入施設につきましては、一定の条件づけがございまして、家庭的保育事業者等と同一の法人等が運営する小規模保育事業の事業所、社会福祉施設、医療機関等といったところと、連携施設ということでは、幼稚園、保育所、認定こども園、それらの施設が対象となっております。

○川畑委員

今、本市では、3歳以上の子供に対する給食を外部搬入しているところがあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

外部搬入については、認可保育所について申し上げますと、特にそういうところはございません。

○川畑委員

次に、保育料の問題について聞きますけれども、保育料については上乗せ徴収が問題になると思うのですが、これまで上乗せ徴収というのをやってきているのかどうか、その辺を聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

新制度では、保育所、幼稚園等が対象になりますが、保育所におきましては、特に上乗せということはございません。幼稚園においては、一部標準の教育を超えた場合は徴収されていた場合があるかと思っております。

○川畑委員

この上乗せ徴収というのは、実費徴収を保護者に負担させるものですから、例えば生活保護世帯や市民税の非課税世帯にあっても、一律に上乗せされることになると思うのですが、その辺はどうなのですか。

○（福祉）子育て支援課長

特にそういった世帯の関係での区分はございませんので、受けるサービスに基づく徴収ということが考え方の原則であると認識しております。

○川畑委員

今の国の新しい制度というのは、そういうところに矛盾があると思います。やはり生活保護世帯や市民税の非課税世帯に対して上乗せをするということは問題だと思えますし、そもそも上乗せ自体が問題ではないのかと、それは保育料に含めるべきではないと考えているところです。

大まかに言って、新しい制度の保育料が現状よりも引上げになるのではないかと心配するのですが、そういう心配はないのですか。

○（福祉）子育て支援課長

保育所の保育料につきましては、先ほど申しあげましたように、現在では国の仮の基準額が示され、保育時間の関係が2区分となりましたので、その2区分ごとに標準時間より約1.7パーセント減じられたものが短時間の保育料として示されております。これまでも市の保育料の基準としましては、国と同一ということではなく一定の軽減を図っております。そういった中で、新しい仮の基準額が示されておりますので、今後の検討の中で本市の保育料というのを決定していきたいと考えているところでございます。

○川畑委員

今後の課題として検討するということですが、少なくとも現状よりも引き上げることはあってはならないと思うので、その辺は改めて申し添えておきたいと思えます。

本日、市長に参加してもらったのは、議案第27号及び第28号について、本日の質問、あるいは代表質問のとおり、やはり解決できないいろいろな問題があると思えます。先ほどの話の中でも、別途検討しなくてはならない問題があり、これからの国の動向に左右される状況があるわけです。また保護者への周知も十分ではないと思うのです。ほとんど知られていないのではないかと思いますのですが、現実には、まだ知らせていませんよね。

○（福祉）子育て支援課長

周知につきましては、昨日から本日にかけまして、幼稚園、保育所等の利用者に対しての周知文を施設に届けましたので、今週から配布を開始することになっております。

○川畑委員

そういう点で、今定例会で決定して進めるには、あまりにも問題が多すぎるのではないかと私は受け止めているわけです。

国の明確な内容が示されてから、条例内容をはっきりさせた中で、改めて条例内容を変えて提出し直すことが必要ではないのかと思うので、市長には、その辺の見解を聞かせていただきたいと思えます。

○副市長

川畑委員の議案第27号及び第28号についての御質問ですが、保育認定、延長保育等も今はまだ国では決まっていないということで、今の委員の質問と答弁を聞いていて、いろいろ明らかになったということですがけれども、実際に、国ではまだ決まっていないわけでございますし、今、手探りでやっている状態でございます。例えば今議論に

あった保育士の配置については、保育士資格を必要としない部分もありますが、これは経験年数や一定の研修等を修了しなければならないということですし、家庭的保育についても、現在、国の定める基準等を勘案したということでございます。また、給食についても、どこからでも搬入してもいいということではありませんし、それなりの要件を付して限定的に決めてあるわけでございます。

また、保護者への周知というのは、まだ国で決めていないので周知する段階ではないのですが、実際にやっていく上で市の広報やホームページ、各施設についても周知していかなければならないと思っているところでございます。

今のやりとりを聞いていまして、一定の配慮がなされているのではないかと考えているものでございますから、条例案については、今回示した内容のとおり進めていきたいと考えております。

○川畑委員

今、御答弁をいただいたのですが、この問題については、議会の中では全部の会派がこれまでの代表質問、あるいは一般質問を含めても議論されてきていないのです。本日の委員会で、私以外にも質問される方がいらっしゃいますが、まだまだ議会での議論が足りないと思っております。ですから、条例内容などを変えて改めて出し直すと、そういうことができないものか、改めて市長、その辺はどうですか。

○副市長

繰り返しの答弁になりますが、国でもまだ検討している段階でございますし、市の内容についても、市もその細かい内容がわかっている状態ではないのですけれども、今、国が考えている基準どおりに進めようとしているものでございますので、この件については、今回示した内容で進めたいと思っております。

○川畑委員

◎陳情第835号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書提出方について

次の質問に移ります。国民健康保険に関する国庫負担について何点か質問します。

国庫負担金は、昭和59年当時、総医療費の45パーセントあったと言われていたのですが、現在は医療給付の50パーセントになっていると言われております。この辺について説明していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

国庫負担の関係でございますが、委員がおっしゃいましたように、昭和59年の国民健康保険法の改正によりまして、国庫負担の割合が総医療費の45パーセントから医療給付費、これは総医療費から患者負担分を除いた額でございますけれども、この額の50パーセントに改定されてございます。

○川畑委員

総医療費と医療給付費という二つの言葉が出ていますが、少しわかりにくいので、その違いを説明していただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

病院にかかった場合に、医療費として仮に1万円かかったとしますと、これが総医療費でございます。ここから病院の窓口で支払う患者負担分の3割を引いた分が医療給付費になります。

○川畑委員

私の場合は3割負担なので、10割分が総医療費で、自分が払う分を除いた7割分が医療給付費という解釈でいいのですか。

○（医療保険）国保年金課長

そのとおりでございます。したがって、これを比べますと、医療給付費を基にしたほうが国の負担割合は減るという状態になります。

○川畑委員

もう一度聞きますが、医療給付費の50パーセントというのは、総医療費から見ればどのくらいのパーセントになるのですか。

○（医療保険）国保年金課長

おおよそで38.5パーセントになります。

○川畑委員

もう一つ聞きたいのは、おたるの国保という冊子に国保の財源が書いてあるのですが、今は国庫支出金が25パーセントとあります。以前、これより高かった時期があると思うのですが、その大体の時期と、どのくらいあったのかをお聞かせください。

○（医療保険）国保年金課長

財源全体に占める国庫支出金の割合について調べたのですが、国で改正する前の資料が見つけれなかったのですが、昭和50年度で大体58.5パーセント、60年度で約45パーセントまで下がっております。したがって、58年度ぐらいになりますと、50パーセント弱、48パーセント程度になると思われま

○川畑委員

今の国庫支出金が25パーセントというのは、相当半減されているという解釈でよろしいのですね。

○（医療保険）国保年金課長

確かに国庫支出金としては減ってきておりますが、その間、いろいろな新しい制度ができて、例えば前期高齢者の交付金制度や都道府県単位で行う共同事業の新しい事業ができておりますので、そちらからの歳入といいま

○川畑委員

それで、おたるの国保は皆さんの手元にもあると思うのですが、前期高齢者交付金が20.7パーセントとの記載があります。これは国が出すものではなくて、保険者が、別の保険に入っている人が出す金ということではないですか。

○（医療保険）国保年金課長

これは国が出すものではなくて、医療保険者、社会保険や共済などいろいろありますが、そういった保険者がお

○川畑委員

今回、陳情が出されましたが、陳情の趣旨はよくわかりましたので、何とか国に対して、今の25パーセントでなくて、以前のように国庫支出金をもっと増やすようなことで進めていくべきではないかなと思っています。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

市長、副市長が退席になりますので、少々お待ちください。

（市長、副市長退室）

自民党の質疑に移します。

○上野委員

◎介護保険制度について

まず、介護保険制度の見直しについて質問させていただきます。

来年度から介護保険制度がまた大きく変わるようございますが、まず、平成27年度からこの介護保険制度のどのようなもの

○（医療保険）介護保険課長

今回の介護保険制度の改正に伴う内容についてでございますが、大きく分けて 6 点ほどございます。

これまで要支援 1、2 の方に対する予防給付として行っておりました訪問介護と通所介護のサービスの 2 点につきまして、市の行う地域支援事業に移行することが一つ大きな内容になっております。

二つ目は、第 1 号被保険者の保険料の軽減措置がとられることとなります。これまで国の示していた標準 6 段階で構成されておりました保険料につきまして、低所得者に配慮した標準第 9 段階に分かれる保険料になっております。

三つ目は、特別養護老人ホーム利用者の対象者が変わります。これまでは要介護 1 から 5 までの認定を受けた方々が特別養護老人ホームの対象者でございましたが、平成 27 年 4 月からは要介護 3、4、5 の方々が特別養護老人ホームの入所対象になります。ただし、要介護 1、2 の方であっても、一定の条件がある場合については、特例的に入所を認めるといった内容になっております。

四つ目は、利用者負担についてです。これまでの利用者負担につきましては、サービス費用の 1 割負担でございましたが、一定の収入のある方については 2 割に引き上げるといった内容になっております。これは 27 年 8 月 1 日からの施行になります。

五つ目は、施設での食費と居住費に対する助成についてです。これまでは所得に応じて軽減される措置がとられておりますが、今後は所得に加えまして資産、特に預貯金も勘案した基準になるということになっております。

その他幾つかございますけれども、サービス付き高齢者住宅、これまでこういった住宅に入居されている方々につきまして、住所地特例が適用になるといった内容ですとか、小規模通所介護の事業者の監督権限が北海道から市町村に移るといった内容になっております。また、居宅介護支援事業所の指定・監督権限といったもの、これは平成 30 年 4 月から、市町村へ権限が移ってくるという内容になっております。

○上野委員

今、6 点ほどの概要についてお聞かせいただきましたが、介護保険制度については、毎回かなり大きく変更するものですから、事業者にとっても、また利用者にとっても混乱を招くようなものが多いので、中身についてもう少し詳しくお尋ねします。

初めに、地域支援事業についてです。先ほどの御答弁では、訪問介護と通所介護が地域支援事業ということで、小樽市がその事業を行っていくこととなります。施行日が平成 27 年 4 月 1 日なので、来年度からになっておりますけれども、これには暫定措置があるようですが、小樽市としてはこの事業移行はいつごろを予定しているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

国の示した内容にガイドラインが示されておりますけれども、その中では平成 27 年 4 月 1 日以降、順次できるところから事業を移行しなさいということになっておりまして、最終的に 29 年 4 月には全ての市町村が地域支援事業に移行することになっております。今の状況でいきますと、本市は 29 年 4 月をもって事業を移行していきたいと考えております。

○上野委員

今の答弁は平成 29 年 4 月からということでございますので、それまでは現行制度をそのまま維持していくということでもよろしいでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

平成 29 年 4 月 1 日までの間につきましては、これまでのとおり予防給付という形で事業を進めていきたいと考えております。

○上野委員

小樽市は、それまでに地域支援事業を構築していかなければならないのですが、国の方向性としては、報道等で NPO 法人やボランティアを活用するといったようなことを言っていますが、ふたをあければ介護費の抑制をかけるためにそういうことを言っているようであります。しかし、小樽市を見回した場合、現状では、そういうようなボランティアや NPO も含めて受皿がなかなかないような気がするのですけれども、事業移行までに市として NPO やボランティアなどを育成、あるいは発掘して事業を構築していくつもりなのか、あるいはまた違うことを方向性としてお考えなのか、何か考えがありましたらお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

地域支援事業への移行については、今、委員からお話がありましたとおり、国からは地域支援事業につきましてボランティアや NPO、多様な主体を担い手にして事業を進めていきなさいということが示されております。ただ、小樽市において、この地域支援事業を担うようなボランティアや NPO 団体があるかと言われると、今の時点ではなかなか見つからないのが現状であります。

ただ、市といたしましても、できるだけボランティア等の団体が育っていくように何かしらの手だてをとっていかねばならないと考えておりますが、ただ 2 年間しかございませんので、その間に全ての事業を担う形のボランティアや NPO 団体が育つかといったところは未知数でございますので、実際に平成 29 年 4 月以降に地域支援事業に移った場合も全てをボランティア等をお願いするわけではなくて、一部は既存の事業者にも担っていただかなければならない部分が出てくるかというふうに考えております。

○上野委員

今の答弁ですと、現行で行っている通所介護や訪問介護の事業者がそのまま継続していくことも、一つの方向性としてあるということをお聞かせいただきました。

今度は地域支援事業に移るので介護給付から外れますけれども、市の事業でありますから、この財源というか、事業費というものはどういうところから捻出されてくるのかお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

地域支援事業に移るサービスにつきましては、給付からは外れることとなりますが、財源については、これまでどおり国、道、保険料、市という形での財源措置がされることになっております。

○上野委員

それでは、介護保険の給付事業から外れるけれども、国の負担もあって行っていく形になっていくという認識でよろしいですか。

○（医療保険）介護保険課長

はい、そのとおりでございます。

○上野委員

この地域支援事業の中身については、これから 2 年間で決めていかなければならないのですが、ボランティア等の育成も当然必要な中で、現行の事業者等も使っていかねばならないという答弁でしたけれども、今後、地域支援事業を構築していく中で、どういう形で、現行では介護予防は月額一定の金額で回数の制限は特にないという形で行っておりますが、サービスの中身もありますけれども、そういうものを構築していく中で、市だけではなくて、事業者の関係団体を含めた民間の意見などを聞くようなことをして事業構築されていく方向性があるのかどうか、お聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

地域支援事業に移行するに当たりまして、各事業者からの意見ということですが、先週になりますが、各介護事業所からアンケートをとることいたしました。今、約 220 件の事業者からアンケートをとろうとしておりま

す。地域支援事業以外にも、今回の制度改正に伴う各事業者への影響ですとか、そういった内容についてアンケートをとろうとしております。また、必要に応じまして、各事業者の団体など、そういったところからの意見は聞こうというふうを考えております。

○上野委員

事業の中についての具体的な話は、たぶんこれから詰めていくのでしょうかけれども、方向性として現行の介護予防のプログラムというか、メニューを継続していく形で、月額給付も含めて継続していく形なのでしょうか。それとも、1回の利用に対して幾らという形で利用料を変えていく方向性でいらっしゃるのか、どこまでお考えなのか、わかる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

その辺の料金の関係などについてはまだ決めてはいないところです。ただ、地域支援事業に移る部分のサービスの内容については、現行の介護給付とは多少異なりまして、訪問介護でいきますと、掃除や洗濯といった生活支援が中心になりますし、通所型の介護でいきますと、簡単な体操や軽運動、集いの場の提供といったことが中心になると思いますので、そういった内容も勘案しながら、利用料の設定をしまいたいと考えております。

○上野委員

また、通所介護におきましては、今、小樽市内には50以上の通所介護の事業所が存在しておりまして、特にその中には要支援のサービスだけに特化している事業所もあります。地域支援事業に移行していくと、そういう特化型の事業所など、いろいろな面で多大な影響を受けそうな見通しがあるような気もするのですが、その辺については、今後、検討をしていく中でスケジューリングと利用者、あるいは現在の事業者に対する情報公開等はどこまでお考えなのか、お聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

現状では、そのサービスの内容等をまだ決めておりません。これから考えなければならないと思っております。ただ、時間も迫っておりますので、できるだけ早い時期にそういった事業者への影響等も勘案しながら検討していきたいと考えております。

○上野委員

2年間ございますので、たぶんさまざまな影響が多く出るような事業内容になってきますので、きめ細かな情報の発信と丁寧な検討をされて、まずは現行の質を落とさないというのが一つあると思いますが、そのほかに、小樽市独自で地域支援事業を行っていくので、当然、近隣市町村との兼ね合いも出てくると思います。隣町とあまりにも内容が違いすぎるといえることがあると、全体的な影響が出てくると思いますので、その部分をよく勘案しながら、よりよい地域支援事業を構築していただきたいと思っております。

続きまして、保険料についてです。保険料は、現行の6段階から9段階になるということで、ずいぶん変わると思うのですが、実質的には来年4月から変わっていくわけですから、軽減措置などもとられますけれども、こういうものによる保険料への影響としてどのような影響を受けるのかをお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

実際には、サービスにかかる費用の一定割合を賄うための保険料でございます。段階を細かく分けることによって、個々の方々の保険料が所得の段階によって変わってまいります。保険料自体には影響はそれほどないと思っております。

ただ、今回の段階の変更につきましては、第1段階から第3段階にかけての低所得者層に対する保険料の割引率が多くなるという内容になっております。ただ、この割引率を上げた部分につきましては、国、道、そして市で負担することになっておりますので、今の段階でその保険料にどの程度の影響があるのかということは、まだ試算していない状況にあります。

○上野委員

今後は、試算されていくのですか。

○（医療保険）介護保険課長

現在、次期の第 6 期介護保険事業計画、平成 27 年度から 3 年間の計画になりますが、その 3 年間のサービス供給量といいますか、全体のサービス量を推計している最中であります。その推計が終わりまして、幾らの保険料になるのかという数字を試算することになりますので、現在は試算の最中ということになります。

○上野委員

続きまして、利用者負担についてお尋ねします。

今度から利用者負担が 2 割になるということで、所得が 160 万円以上の方が 2 割負担になってくるということですが、これはこういう認識で間違いはないですか。

○（医療保険）介護保険課長

まだ、国でも正式にこの金額ということで決めたわけではありません。今の案ということで示した額です。年金収入で 280 万円以上、これを所得に直しますと 160 万円以上になっているところです。

○上野委員

これは来年 8 月からになりますが、平成 26 年の所得で見るとということによろしいのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

平成 26 年中の所得を基に住民税等の賦課が 5 月以降に決まってまいりますので、その結果を受けまして、8 月以降に自己負担の割合を変更していくこととなります。

○上野委員

今の御答弁では、5 月ぐらいに住民税の額が決まってからということ、8 月のスタートまでは 2 か月ですが、これはたぶん利用者にも事業者にもすごく大きな影響があるのではないかと思います。利用者にとっても自分が 2 割負担になるかどうか、速やかに周知されなければ、8 月から徴収されないことになりまして、事業者にとっても請求業務がありますので、誰が 2 割負担で誰が 1 割負担なのか、それをどう判断するのがぎりぎりになると混乱する可能性があります。また、たぶん介護給付費の請求をする中で、国保連合会では市の台帳などと照らし合わせながら給付が行われると思うのですが、混乱する中で介護給付費の請求が返戻されることなどが考えられるので、この 2 か月間で事業者や利用者が速やかに移行ができるように、どのように周知していくのか、その方向性をお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

利用者負担の割合につきまして、第 1 号被保険者、御本人には、あなたは何割負担の方ですという認定証のようなものが行くこととなります。ただ、それが事業者にもうまく伝わるかどうかというのは、こちらとしても非常に心配するところです。まだ具体的にどのように行っていくかということは考えておりませんが、できるだけ作業に支障が出ないように周知徹底を図れる方法をきちんと考えていきたいと思っております。

○上野委員

ぜひ、大きな混乱が起きないように進めていただきたいと思っております。

特に、来年度から増設される地域包括支援センターの運営法人に北海道済生会が選定されまして、今回新しく済生会さん、できまして、今後は業務量が少しそちらに移管されると思うのですが、現行でも介護計画が毎月出されている中で、手違いが起こったり、記載ミスなどがあつたりということが事実上、結構あります。その中で 2 割負担という新たな要件が加わってくると、地域包括支援センターも居宅介護支援事業者も非常に業務量がさらに多くなってしまうということもありますので、なるべく早く確定していただいて、速やかなる移行をぜひともお願いいたします。

◎子ども・子育て支援新制度について

次に、子ども・子育て支援新制度についてお尋ねします。

先ほども子ども・子育て支援新制度については議論が交わされておりましたが、私もこの新制度があまりわからないので、いろいろ資料を調べたり、直接厚生労働省の方に聞いたりして、分厚い冊子を見ながら勉強させていただいています。正直、なかなか財源も確定されない中で平成27年度から移行するというので、市の現場の皆さんは非常に苦しい思いをしながら今は事業を構築していると思うのですが、その中で現在の27年度に向けた準備の進捗状況をお聞かせいただけますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

平成27年4月からの実施予定ということで、現在、いろいろそれに向けての準備等を行っているところでございます。一つは、市町村子ども・子育て支援事業計画を27年度から5か年の計画期間で策定を検討してございます。それにつきましては、教育・保育施設関係などの需要と供給の見込みといったものに関する計画、また、地域子育て支援拠点事業などをはじめとする13事業に関する導入の計画といったものが一つございます。それについては、年内にパブリックコメントが実施できるよう、素案の作成を進めているところでございまして、最終的には年度内に策定する考えになっております。

また、今回、二つの条例案を提出させていただいておりますが、教育・保育施設、地域型の保育事業の関係があります。また、放課後児童クラブの運営基準についても市町村が定めるという児童福祉法の改正がございましたので、それについては第4回定例会に向けて提出したいということで検討しているところでございます。

そのほか先ほど8時間、11時間といった保育の必要性の認定に関する質問等もございましたが、そういった関係については、条例とは別に規則・要綱等で整理していくものもございまして、そういった関係の中で、いろいろ準備を進めながら27年4月の予定ということで進めてまいりたいと、そういった状況でございます。

○上野委員

この新制度の中で今一つ注目されているのが、幼稚園が新制度に移行するかどうかという、そこら辺がクローズアップされています。今、国から仮の単価が出て、各幼稚園にはそれが配られて試算している状況だと思うのですが、小樽市において、来年度から新制度への移行を考えている幼稚園等が现阶段で、相談も含めましてあるのかないのかをお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

私立の幼稚園につきましては、もともとは国の調査になりますが、北海道を通じて依頼がございまして、今年の6月から7月にかけて調査を実施しています。そういった中では、平成27年度から新制度への移行を検討という内容が若干ございましたけれども、ただその後、移行しない方向も含めて検討するという示されておりますので、未確定という状況でございます。

○上野委員

若干相談は来ているようでありますね。国も、新制度の公定価格が来年1月にならなければ出せないという話で、幼稚園としても新制度に移行するか、移行しないかというのは、すごく悩んでいる状況ようであります。もともとこの制度は、大都市圏では保育の受皿が足りないということで、新制度を考えているというのがありますが、小樽市の場合、幼稚園も保育所も含めて待機児童は基本的にないわけでありまして、子供が減少傾向にある中で、たぶん幼稚園がこの新制度に移行するのは、また違った意味合いで、これからの自分の園の生き残りをかけて今後移行してくる可能性が高いような気がしないではないのです。今のところは様子を見ている状態ですが、来るときには何か一気に来るのではないかという気がします、単価がしっかり出た後ですけれども。そのような懸念もございまして、ぜひとも準備には、なかなか大変かとは思いますが、速やかに対応できるような体制構築をよろしくお願いいたします。

この新制度は、幼稚園の新制度への移行以外にも13個の事業などがあり、小樽市で既にやっているものもあると思いますが、そういうものにも国の財源として消費税を充ててやっていくので、ぜひとも地域でそれを活用してもらいたいという方向性が示されています。来年度からの計画を今つくられているということですが、この新制度で示されている地域子ども・子育て支援事業などのメニューとして、新たに何か取り入れたい、あるいは、先ほど放課後児童クラブの話が出ましたけれども、質の改善などもさらにあるべきかと思うのですけれども、これから先に向けて、この制度をどのように活用していくのか、お考えがありましたらお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど、市町村子ども・子育て事業計画の中で13事業というのが、この支援法の関係の中でまた示されております。そういった関係で、これについて計画をどう位置づけていくのかというのがございます。また、そういった中で、現時点では市内での人口対策に関する会議等も今後開催されていきますので、そうした内容も踏まえながら、この計画としては具体的にどうしていくのかという検討をしながら進めてまいりたいと思っております。

また、放課後児童クラブの関係の質問がございましたが、条例提案につきましては第4回定例会ということで申し上げますけれども、そういった関係も含めて、具体的なこの13事業の中にも入っておりますので、そういった関係で引き続き検討を進めている状況でございます。

○上野委員

国としては何とか財源を確保して、これをぜひとも子育てに使っていききたいという方向性を持っているようですので、また、今、小樽市も少子化に向けて全庁的に取組をしている中で、たぶんその最前線にいるのが子育て支援課ではないかと思えます。ぜひ、これからも少子化に歯止めをかける方策として国の制度を活用できるものは最大限使いながら、何とかよりよい新制度の移行へとつなげていただきたいと思えます。

◎予防接種について

最後に、予防接種についてお聞かせください。

予防接種については、何度か話しておりますが、前回の当委員会の際に肺炎球菌ワクチンの話をさせていただきました。この秋から実施していくということでありましたので、その概要についてお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

高齢者肺炎球菌ワクチンの概要でございますが、平成26年度は、65歳から100歳までの5歳刻みの方、100歳以上の方を対象にワクチン接種を行うものでございます。また、60歳から65歳未満で心臓や腎臓又は呼吸器の機能に障害を有する方等についても対象としています。高齢者肺炎球菌ワクチンの自己負担については、9市の平均をとりまして3,000円としているものでございます。

○上野委員

自己負担額が3,000円ということで、以前にもその話をしましたが、1本七、八千円ぐらいと結構高額なので、そういう意味では、3,000円で受けられるのは、高齢者にも非常にメリットがあるのかなと思っております。肺炎は死亡要因の3位ぐらいに上がっておりまして、高齢者にとってはかなり重度化する病気でありますので、ぜひとも肺炎球菌ワクチンの接種に関しましては、今後の周知をしていただきたいと思えます。特に、個人もさることながら、施設など、さまざまな集団でいらっしゃる場所では肺炎等が蔓延する可能性がありますので、そういうところにはこういう予防接種があることを広めていただきたいと思うのですが、今後のそういう施設も含めた周知に関しましては、どのようにお考えでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

周知に関しましては今後のスケジュールでございますが、議決をいただきましたら、町会に回覧板で周知すること、またホームページと10月の広報おたるで掲載する予定です。それから、委員が今おっしゃいましたとおり、高齢者に関係する施設、あるいは医療機関にチラシ等を置かせていただく予定になっております。

○上野委員

ぜひとも、そういう施設等には特に周知徹底をしていただいて、予防接種をしっかりと受けていただくようお願いしたいと思いますので、保健所の頑張りに期待しております。

○佐々木（茂）委員

◎第 2 次健康おたる 21 について

私からは、第 2 次健康おたる 21 について伺います。計画期間が平成 25 年度から 34 年度までという長い計画であります。1 年を経過しましたので、いろいろな事業に取り組んだ中で進行したものについてお聞きします。概要版には、分野別の取組が記載されていますので、ネットワークづくり、施策の基本方針、進行管理、推進体制等について、概要版のほか、計画書に示されたものに基づいて、現在までの進行状況、こういったものがどの程度進んだというものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

第 2 次健康おたる 21 の状況でございますが、平成 25 年度にできた計画ですので、25 年度につきましては、市民の皆様にもこの計画を知っていただくということで、周知を強化してまいりました。広報誌、ホームページ、各種保健事業を通じて周知しておりますが、主に直接働きかけた普及啓発としましては、約 3,000 人の市民に概要版を基に行っております。

また、本計画の推進体制や進行管理体制につきましては、現在、保健所で、市内の健康づくりに関係する団体だけでなく、それ以外の団体につきましても、主な団体 50 か所程度に調査に伺っているところでございます。各団体の皆様にもこの計画について御理解いただくということもありますし、いろいろな団体の皆様が活動していますので、そこに健康づくりの要素を入れていただけないかどうかということもいろいろ検討しながら、今年度は推進体制や進行管理体制を構築していきたいと考えております。

また、主な事業の取組状況といたしまして、口腔保健分野につきましては、虫歯予防対策として乳幼児歯科相談などを利用しまして、フッ化物の利用促進ということで 2,836 枚、チランなどを基に啓発をしております。また、フロッシングということで、歯の間をきれいにする清掃方法の指導を 260 人に行いました。また、フロッシングの普及では、3,400 枚程度、市民への普及啓発をしております。虫歯がない 3 歳児を 80 パーセント以上にしようという目標につきましては、25 年度の実績としては 79.3 パーセントという状況で、あと一歩かと考えております。また、歯周病予防に関しましては、セルフチェックということで、自分で口の中の健康状態をチェックしていただくということで、小樽市保健所としてチェックリストをつくりまして、それを 1,500 枚程度配布し、周知啓発しております。また、働く世代の健康づくりを推進するというところで、職域団体と 25 年度は年 3 回情報交換などを行いまして、連携の強化に努めております。

次に、精神保健分野につきましては、地域における自殺予防と相談機関との地域連携体制として、ネットワークづくりの構築に努めるということがありまして、年 1 回でございますが、研修と情報交換を行いまして、46 機関、107 人に参加していただいております。

次に、栄養改善としましては、市のホームページなどでも周知啓発をしておりますし、関連する団体に伺いまして、おたる・ヘルシーメニュー事業について周知しております。そして、ヘルシーメニューにつきまして、ぜひ市民の皆様にも普及啓発をしていただきたいと思いますようお願いしております。

次に、感染症対策につきましては、麻疹ワクチンの接種率向上ということで、95 パーセントを目標に掲げておりますが、こちらにつきましては、未受診者の方に個別に電話などをしまして周知啓発を強化しております。ということで、第 1 期の接種率につきましては目標を上回りまして 96.2 パーセントを達成できましたが、第 2 期につきましては 94.4 パーセントで、こちらもあと一歩かと思っております。

また、血圧自己測定の推進につきましては、目標が1,000人への普及啓発でございましたが、実績としては1,500人の方に普及啓発をさせていただいております。

また、ウォーキングの推進につきましては、ウォーキングサポーターという市民ボランティアを養成しておりますが、目標を40人にしたところ、実績としては45人のボランティアを育成することができました。主な事業については以上でございます。

○佐々木（茂）委員

今るお答えをいただきまして、10年計画のうちの1年目ですから、なかなか全部が全部進行するというわけにはいかないと思いますが、この概要版にも書いてございますけれども、子供から働き盛りの世代までの健康づくりを一層強化するというところでございますので、この計画に基づく健康づくりを一層進めていただきたいと思います。

◎環境基本計画について

次に、先ほどの報告にありました環境基本計画について伺います。この環境基本計画策定の経緯ということで、今後の予定ということでの御報告もありましたが、作成に至った経緯について、お聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）環境課長

環境基本計画は、平成22年に制定しました小樽市環境基本条例の中で策定が定められておまして、それに基づいて環境基本条例の基本理念を実現するための計画という位置づけになってございます。

○佐々木（茂）委員

先ほどの報告では、10月1日にパブリックコメントを実施して、私どもにも説明をいただけるということでございましたので、それを見てからまた疑問な点は伺いたと思います。この環境調査の中の四つの分野があったと思いますけれども、これについて概略をお聞かせいただければと思います。

○（生活環境）環境課長

平成24年度から25年度にかけて環境基礎調査を実施してございます。自然環境、生活環境、社会環境、市民意識調査などのいろいろな分野について、基本的な小樽市の現状をまず把握して、課題などの洗い出しをするための調査してございます。自然環境につきましては、森林、河川、海岸それぞれの保全地域、動植物の貴重種など、かなり細かいところまで基礎データとして取り上げてございまして、それを第2章の中で環境の現状と課題として整理してございます。

生活環境としては、我々が毎年データブックとして示しております環境調査の概要に基づきまして、現在、私どもも大気環境、水質環境、騒音などの環境についてまとめてございます。

また、私どもが直接ではございませんけれども、廃棄物、社会環境としては公園・緑地、水辺環境、歴史的・文化的な遺産などの文化財関係の歴史的建造物、景観のようなものについても環境基本計画の基礎調査としてやっております。

また、昨年度、25年度の前半に、報告しましたけれども、市民意識調査ということでアンケートを実施しております。その中で広く一般の市民として、年代別に無作為抽出をして、2,000名の方にアンケート調査をしました。

また、小学校5年生と中学校2年生の全員に簡単な環境アンケートをとっております。今、手元にその結果は持ってきていないのですけれども、特徴的だったことを報告しますと、子供も大人も、それぞれ小樽市の運河や歴史的な背景というものに非常に誇りを持っていて、そういうものを未来に残していきたいという意識調査の結果が出てございます。

○佐々木（茂）委員

今、いろいろな形の中の環境保全という形に基づいてこの環境基本計画ができたということでございます。この10月1日以降、30日間のパブリックコメント後にお示しいただけるということでございますので、またその節には疑問な点があったら聞かせていただきたいと思います。

◎「小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～」について

次に、昨日、「小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～」平成25年度事業実績をいただきました。まことに申しわけないのですが、時間がなくて詳細を見ていないものですから、どういう形のものが成果として上がったのか、主な項目について御報告いただければと思います。

○（福祉）子育て支援課長

今回配付させていただきましたおたる子育てプランの関係につきましては、平成25年度の事業実績を掲載しています。特に特徴的なものとしたしましては、25年度は二つございまして、一つは25年4月から銭函保育所に3か所目の地域子育て支援センターを開設し、子育て支援事業を開始したことでございます。

もう一つは、実施は26年度に入りましたが、総合型地域スポーツクラブの設立準備作業を25年度に行い、スポーツ教室等が開催されていることが新たな事業としてございます。

○佐々木（茂）委員

これだけの資料で実績をいただいたので、読み込んで疑問な点があったら、またお聞きしたいと思います。

◎新市立病院について

次に、新市立病院の開院がだんだん近づいてまいりました。今定例会には議案第5号平成26年度小樽市病院事業会計補正予算案という形で、現病院の解体工事と駐車場の整備工事が出ておりますが、まず開院当初の駐車場の対応についてお聞きいたします。現在、小樽病院と医療センターでそれぞれ何台くらいとめられるのか。その後、新市立病院の開院に当たってどういうふうになるのか、それから新しく整備したら何台になるのか伺います。

○（経営管理）管理課長

現在、小樽病院は約30台、医療センターは50台から60台ほどの駐車スペースがございます。新市立病院が開院いたしますと、現小樽病院は移転後すぐに解体工事に取りかかることから、その駐車場を使用することは支障があると想定されます。そうなりますと、新市立病院では患者等が利用する駐車場がないこととなりますので、現在、新市立病院の近くで、若干場所は離れますが、約3か所で合計100台程度の駐車スペースを確保するよう地権者と交渉しておりまして、まもなくまとまる見込みでございます。また、新しい駐車場ができますと、約250台の駐車スペースを確保できる見込みでございます。

○佐々木（茂）委員

ただいま、駐車場のことを伺いましたが、今回の補正予算案では、5億9,000万円という予算がついてございます。ただ、当初の基本計画では駐車場整備に1億円、解体工事は造成工事も含むということで8億4,700万円という予算がついていましたが、今回の補正予算案の5億9,000万円ですり足りるのかどうかを伺います。

○（経営管理）松木主幹

今、委員から御指摘がございました8億4,700万円という数字でございますが、その数字につきましては、基本設計時に事業計画の概算予算ということで、いわゆる歩掛かりといいますか、ほかの工事の事例といったものの単価を基にして算出した概算の予算でございます。そして、その内訳としたしましては、現在の小樽病院の解体工事、それからもう完了してございますが、小学校がございましたのでその解体工事、また解体しますと土をとめる擁壁が必要になってまいりますので、そういった周辺の工事といったものを含めて、基本設計の段階で8億4,700万円という数字を出してございます。今回は、その中の小樽病院の解体費ということできちんと設計をいたしまして精査して、もう一つ駐車場の整備につきましても設計を行いまして、その中で5億9,000万円という補正予算を提出しているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 57 分

再開 午後 3 時 15 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○斉藤（陽）委員

◎議案第 27 号、第 28 号に関連した子ども・子育て支援新制度について

まず、子ども・子育て支援新制度の関係で、議案第 27 号と第 28 号に関連して伺います。

基本的に了とする立場ですが、若干疑問な点、また心配なところがありますので、数点伺いたいと思います。

まず、議案第 27 号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について給付の対象となるかどうか、給付の対象となることの確認に際しての基準を定めたもの、また議案第 28 号は、地域型保育事業者として認可すべき基準ということで、第 27 号は確認、第 28 号は認可のそれぞれ基準ということですが、その基準の内容について、認可と確認の違いと伺いますか、同じ基準であっても、認可の基準と確認の基準ということなので、その違いについて説明いただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

いずれも相手方に対して確認していくという行為になると思いますが、主に認可のほうは施設や人員の配置、面積、そういったものが必要な基準を満たしているかという観点で確認をしていきます。また、今回提出します第 27 号は、施設等の運営基準でございますので、どちらかといいますと、運営面、ソフト面について確認していく、そういった違いがあるかと思っております。

○斉藤（陽）委員

少し調べたのですが、法律的に言いますと、認可というのは、法的主体、この場合は社会福祉法人や学校法人が地域型保育事業の実施主体となるという法律行為を都道府県が、今の例では北海道ですけれども、北海道が法律行為を補充してその法律効果を完成させる要請行動、本来的に私人のみではなし得ない法律行為について行政官庁が加わることによって、それに効力を与え、一定の法律効果を生ぜしめることということだそうです、非常に難しいのですが、確認というのは、一般的には建築確認とかいろいろありますが、法的主体における権利の存否、権利があるかないかを確かめることで、今回の場合は、給付対象の施設や事業者における給付を受ける権利があるかどうかの確認、的確であるかどうかを確認すると。

確認は、主体が既に存在することを前提として給付を受ける権利があるかどうかということで、認可というのは、そもそもそういう主体となり得るか、法的主体となり得るかというその前提となる部分ですので、行政行為として認可と確認のどちらが重いかといえば、法的主体となり得るかというところに力点を置いて考えれば、認可のほう行政行為としてより重い行為なのではないか、意見が分かれるかもしれないですけれども、この辺についてのお考えはどうでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今のお話は、比較をすれば認可のほう为重たいのではないかと伺うことですが、重いか軽いかという観点もあるかと思うのですけれども、認可のほうはまず制度的に、この制度に入れるか入れないかという部分でございます。また、次の確認につきましては、認可を受けた上での確認になりますから、新制度に入った上での審査ということになります。やはり入れるか入れないかというのが最初のハードルでありますので、そういった意味では優先順位としては認可のほうが高いと申しますか、そういった面はあるのかというふうに思います。

○齊藤（陽）委員

そこで、議案第28号について伺います。

議案第28号の中で従うべき基準の項目ということで、議案説明の際の資料には、従うべき基準として列挙されている事項が、細かく言うと七つぐらいあるのです。地域型保育事業に従事する者の資格とその数、地域型保育事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの、例として差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等ということで列挙されているわけですが、それを基準省令といわれる平成26年の厚生労働省令第61号の中にある条文に対応させていくと、どの項目がどの条文に当たるのかを示していただけませんか。

○（福祉）子育て支援課長

従うべき基準の主な事項についてでございますけれども、最初でございます地域型保育事業に従事する者の資格とその数につきましては、類型が最終的に七つに分かれますので、順次申し上げます。家庭的保育事業につきましては第23条、小規模保育のA型につきましては第29条、同じくB型につきましては第31条、C型につきましては第34条、居宅訪問型につきましては第39条、事業所内保育が二つに分かれますが、保育所型と言われている部分については第44条、小規模型と言われている部分については第47条となっております。

次に、運営に関する事項でございますが、地域型保育事業の運営一般については、第5条に規定されてございます。

次に、秘密の保持につきましては第20条、差別的な取扱いについては第11条、虐待については第12条でございます。児童の適切な処遇の確保という部分につきましては第13条で、懲戒に係る権限の濫用禁止、そういったものの規定がございます。

○齊藤（陽）委員

最後の個人情報保護等というのが、私は最後まで何か見つけられなかったのですけれども、これはどうなのか。

○（福祉）子育て支援課長

これについては、第20条の秘密保持等というのがございますので、この部分に該当するものと思っております。

○齊藤（陽）委員

第20条に含めてしまうということですね。

次にお聞きしたいのは、参酌すべき基準というのがありますが、これはどういう意味なのか、従うべき基準とどう違うのか。変な言い方ですが、逆の言い方をすると、従わなくてもいいのか、参酌すればいいのか。厚生労働省令第61号の条文を見ますと、従うべき基準と参酌すべき基準が非常に交錯しながら複雑に入り組んで載せられていて、しかもそういう入り組んだ状態で基準が全体的に複雑に構成されたつくりになっているのです。こういう非常にわかりにくいつくり方というのは、どうしてこうなったのだろうかと非常に不思議に思うのですが、その点についてどうでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

前段にございました参酌すべき基準の意味ですが、十分参照しなければならない基準でございます。従うべき基準につきましては、必ず適合しなければならない基準になります。そういった意味の違いがございます。

また、参酌すべき基準には従わなくてもよいのかということでございますが、参酌すべき基準につきましては、十分参照するということでもありますので、参照した結果として地域の実情において異なる内容を定めることは許容されているものでございます。

次に、複雑な政省令であるということについてでございますが、先ほどの御質問で最終的に七つ申し上げましたけれども、類型の区分が多いこともございまして、それをできるだけコンパクトにといたしますか、読替規定を多く

使って、こういう構成をしたので、結果的に少し複雑になっている面があるのだらうと思っています。

○齊藤（陽）委員

今の御答弁で従うべき基準と参酌すべき基準を比べた場合、またどちらが重いかという話ですが、当然、従うべき基準のほうが重いのだと。参酌すべき基準は、場合によっては従わない場合もあるということだと思うのですが、参酌すべき基準の中に職員の一般的要件があります。これは基準省令第 8 条の関係ですが、なぜ参酌すべき基準なのか。保育に従事する職員の要件は、行政行為としての認可の基準として根本的な極めて重大な要件ではないのか。それが従うべき基準ではなくて参酌すべき基準になっているというのはどういうことなのだ。非常に根本的な疑問ですけれども、これはどうですか。

○（福祉）子育て支援課長

第 8 条で、このさまざまな類型を持つ事業の職員の一般的要件を規定しております。保育士との関係で申し上げますと、その保育士についての評価という観点ではなくて、全体的にそのような類型の多い事業でございますので、そういった制度のつくり方を背景として地域の実情等もあるという前提で、参酌すべき基準に規定したものというふうに考えております。

○齊藤（陽）委員

わかったような、わからないような感じですが、第 8 条の規定は、家庭的保育事業等の職員の一般的要件が記載されていて、全文を読みますと「家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り」、できる限りなのです。「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。」というのが第 8 条なのです。この規定は、保育士であるという要件を必要としないのだということの意味しているというふうに解せるのですけれども、これは保育事業における保育士という、既に社会的に十分定着している資格を軽んじることになるのではないかと、この点について根本的な疑問があるのですが、これはどうお答えになりますか。

○（福祉）子育て支援課長

この基準をもって保育士に対する評価をしたかしないかという観点で私どもは見てはおりませんが、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、国においては例えば認可外保育施設を持つ自治体もございますし、いろいろな状況が全国にある中で、そういう多様性も踏まえて地域型保育事業を創設したという認識をしております。そういう中で、資格要件的な部分で言いますと、従来から家庭的保育事業などは厚生労働省として行っているものでありまして、こういった経緯も踏まえてこの制度を創設しておりますので、そういった中では必ずしも全てが保育士に限定されていたものではございません。そういったことで、そういう流れの中で今回この一般的な要件が設けられたものというふうに理解しております。

○齊藤（陽）委員

あまり突っ込むと反対しているのではないかとと言われるかもしれないので、ある程度の理解はできます。

第 23 条との関係で伺いますが、家庭的保育者という記載がありまして、家庭的保育者については、第 23 条第 2 項で「市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の」うんぬんという、市町村長が認める者で、その後第 1 号、第 2 号という要件の部分があって、そのにいずれにも該当する者となっているのです。さらに第 3 項で、家庭的保育補助者を規定してございまして、これは市町村長が行う研修があるとのことですが、この研修内容や時間数などを具体的に言っていて、保育士ではない家庭的保育補助者が第 8 条の規定を満たすものなのかどうなのか、第 8 条で言われている要件に十分かなっている研修内容なのかどうかを確認しておきたいと思えます。

○（福祉）子育て支援課長

これまで国の事業として、家庭的保育事業についてはガイドラインが定められて、その研修内容等が決まってい

るところでございます。そういった研修の中には 2 区分ございまして、基礎的な研修という内容で、いろいろ保育に関することが多いのですけれども、受講時間としては 21 時間、実習が 2 日以上というのがございます。もう一つの区分は認定研修ということで、これは家庭的保育の経験年数などが 1 年以上か 1 年未満かということで、さらに区分されておりますが、時間としては 88 時間、経験が 1 年未満の方については 88 時間と 20 日以上の実習、そういった内容になっております。

なお、新制度の研修の内容につきましては、今申し上げた家庭的保育事業のこれまでの内容も踏まえて、今、国において検討している最中でありまして、今後、その検討結果が示されると思っております。

○齊藤（陽）委員

十分な内容で出されることを望みますが、もう一点は、小規模保育事業所の A 型、B 型、C 型、それぞれの項目で、A 型については第 29 条第 2 項、B 型については第 31 条第 2 項、C 型については第 34 条第 2 項ということで、乳児、1 歳以上 3 歳未満、3 歳以上 4 歳未満、4 歳以上という区分で、保育士及び保育従事者の数について規定されています。これについては、現行の保育の水準が切り下げられるのではないかと心配があるのですが、保育士及び保育士従事者の数の規定については、十分なのかどうかという見解を求めたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

小規模保育事業の A 型、B 型、C 型と 3 種類ございますが、これにつきましては、保育所の今の配置基準と比較しまして、A 型と B 型につきましては、保育所の配置基準にさらに 1 名加算しているという部分が人数的にはございます。また、C 型の部分につきましては、先ほど申し上げました家庭的保育事業を踏襲してこの新制度に位置づけたという経緯がございます。

○齊藤（陽）委員

そういう意味で、従来からあったものをきちんと引き継いで、保育の従事者の人数的な配置というのは、現行の保育の水準を切り下げるようなものではないという理解でいいのですか。

○（福祉）子育て支援課長

職員数ということでは、今申し上げたような配置基準でありますから、そういった部分につきましては、従来の水準を決して下げているものではないと考えております。

○齊藤（陽）委員

まだ疑問な点が多少あるのですが、これからより具体的なものが国から出てくるでしょうから、その都度しっかりと中身を確認していきたいと思っております。それにしてもこの基準自体が非常にわかりづらい基準だというのは、率直に言ってそう思いますので、議会の議論もそうですが、市民に対しては、これをかみ砕いてわかりやすい形かどうかというふうに知らせていくのかということももう一歩考えていただきたいと思っております。

○福祉部長

今、齊藤陽一良委員の御質問にありました保育の質のことでございますけれども、お立場、お立場の方で新制度の保育の質について御心配されていらっしゃるのことは事実でございます。実際にこの新制度の内容は、人員の頭数のことでもありますし、保育士という資格を求めるもの、一定の研修を求めるもの、そういったことを組み合わせながら保育の質ができるだけ低下しないように一定の配慮がなされているものと、このようにお考えいただければよろしいかと思っております。

○齊藤（陽）委員

◎陳情第 835 号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書提出方について

次に、陳情第 835 号についてですが、これについては国民健康保険に対する国庫負担の増額を求めているということで、若干伺いたいと思っております。

国保の制度の見直しということで、都道府県単位にしようとか、そういういろいろなことが提案されているわけ

ですけれども、都道府県でも、はい、わかりましたということにはなかなかならないようですが、現在の議論の段階というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

国保制度の見直しの状況でございますが、平成25年12月に社会保障制度改革プログラム法が成立いたしまして、国保の都道府県化に向けて検討を進めるということが明記されました。その後、26年1月から国と地方の協議が進められてきたところでございますが、8月にこれまでの議論の中間整理が示されております。この中間整理では、国保の財政上の構造問題解決に向けて方向性が示されております。具体的に申し上げますと、社会保障・税一体改革で決定されている1,700億円の保険者支援制度拡充の早期・確実な実施、さらなる追加公費の投入、財政安定化基金の創設、2年を1期とする財政運営などが示されたところでございます。

また、今年中に協議の最終取りまとめを行う予定としております。

○齊藤（陽）委員

公明党としてもマニフェストで公費投入の拡大を主張しているわけで、国庫負担の増額そのものについてはやぶさかな話ではないのですが、今、構造的な問題があるということでしたけれども、公費を投入したほうがいいことはわかっているのですが、根本的にその財源をどうするかという非常に大きな課題があると思います。この財源確保というところでは、何かその案というのは出ているのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

中間整理では、当初、全国知事会が都道府県化を受け入れる判断条件としております追加公費の規模等について、国が具体的な内容を示さなかったことから、早急に提示するように求めましたが、国としては、今の時点で額などを示すのは難しい、年末の予算編成過程で財源確保に努力する、また、できる限り早期に追加公費の規模具体策を提示したいということで、財政責任を果たす姿勢を強調した中間整理の記載となっております。

○齊藤（陽）委員

そういうことであれば、年末の予算編成が絡んでかなり流動的な状況があると思います。我が党としては、陳情は出されているのですが、制度改革の流れをよく見ながら、追加の公費拡大についても、強く期待しながら、もうしばらく見守る必要があるのではないかと考えております。

◎サイトメガロウイルス感染症を含めたトーチ症候群の啓発等について

次に、サイトメガロウイルスという感染症について伺います。

まず、サイトメガロウイルスを含みますが、たいまつという英語の当て字になっていますトーチ症候群について、簡単に御説明をいただきたいと思っております。

○（保健所）山谷主幹

トーチ症候群についてですが、これは妊娠中の感染により、おなかの中の胎児に重篤な母子感染症を引き起こすおそれのある病気、疾患を総称したものでございます。トーチはTORCHで英語の頭文字になりますが、これらは例えばトキソプラズマ症、サイトメガロウイルス、単純ヘルペスウイルスなど、そうした病気の英語の頭文字をとって名づけられております。

○齊藤（陽）委員

一番有名なものとしては風疹などがありまして、妊娠中の女性がかかると非常に悪化するとか、いろいろありますが、本市におけるトーチ症候群の発生の実態、あるいは母胎感染で障害が発生したといった実例や事例、また、その数、年次的な推移の傾向、そういったことについて把握されていればお示しいただきたいと思っております。

○（保健所）山谷主幹

トーチ症候群の発生数や母胎感染例、年次推移につきましては、把握ができておりません。トーチ症候群に含まれる疾患が幾つかありますが、例えば感染症法の中でも届出方法といったものが、それぞれ全数を把握するものと

しないものがありますし、そもそもカウントする疾患になっていないものなどございまして、委員の御質問のそういった発生数、母胎感染例、年次推移については把握できておりません。

○齊藤（陽）委員

日本全国、国のレベルでもそういう検査体制が全くできていないということなので、小樽市ができていなくても別に不思議はないのですが、今はトーチ症候群全体について伺ったのですけれども、サイトメガロウイルスの感染に限ってはどうかということと、サイトメガロウイルスそのものについての御説明もお願いします。

○（保健所）山谷主幹

サイトメガロウイルスそのものについてでございますが、どこにでもあるウイルスと言われていまして、従来ですと幼少期にほとんどの方が感染していたものでしたけれども、いろいろな衛生状況の改善その他などの理由によりまして、最近では妊娠可能な女性におきましての抗体保有率は以前に比べますと下がっているということで、70パーセント台というデータもございます。健康であれば、ほとんど症状も出なくて問題にはならないのですが、問題となりますのは、妊娠中に感染を受ける初感染の場合に子供に影響が出る場合があります、そのパーセントとしては少し幅がありますが、20パーセントから40パーセントぐらいは胎盤を通じて子供に移行します。ただし、そのうち何らかの症状が出る例は5パーセントから10パーセントとも言われていまして、また、その影響も症状の大きくないもの、あるいは軽症なもの、あるいは低体重になる、流産・死産に至るとか、いろいろな影響の幅があると言われております。

○齊藤（陽）委員

妊婦が初めて感染した場合には、脳や内臓の異常とか、子供が非常に重い障害を持って生まれるという可能性も指摘されております。これは大阪府吹田市で、昨年4月から医師が妊婦教室の中でサイトメガロウイルスについての子育て中の注意を説明する、あるいは母子手帳にサイトメガロウイルスについての説明を記載するという取組を始めたと言われております。この検査の方法、あるいは抗体を持っているかどうかの検査、いつ検査をするのか、あるいは今、市内で検査を受けられるところがあるのかどうかということをお聞かせください。

また、時間がないのでまとめて聞きますが、サイトメガロウイルスを含めたトーチ症候群全体についての啓発の取組、あるいはこの検査を勧奨する、検査への助成を制度化する、そういった子育て対策がこれから非常に大事なことになると思うのですが、こういった面について検討するお考えはないのかどうか、検討すべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

まず、検査方法や検査の時期、どこで受けられるかといったことについてのお尋ねですが、検査の方法としましては、血液検査によりましてウイルスに対する免疫があるかどうかということで抗体を調べることになります。

また、いつ受けるかということにつきましては、妊娠中の初感染について問題になっておりますので、妊娠を考えている方、妊娠した方で感染の有無について御心配のある場合には検査を受けていただくことになろうかと思えます。また、検査は産婦人科などで受けられると聞いております。

次に、トーチ症候群に関する啓発についてでございますが、昨年、風疹などがはやった背景がありまして、日本産科婦人科学会など、そういったところで子供と母親の感染予防ということで、5点ほど注意点が書いたものがまとめられました。その情報が入りましたので、現在は感染予防という点から母子手帳を発行する際にそういった情報を一緒に、ほかにもいろいろな情報があるのですけれども、そういったチラシといいますが、そういったものを入れて注意してくださいということでお知らせはしているところです。

○保健所次長

今、委員のお尋ねにございました検査の助成などの件でございますが、妊婦健診につきましては、妊婦健診の検査の実施要領で決めてございまして、その中に血液検査があり、今トーチ症候群の話がございましたけれども、ト

キソプラズマ等の血液検査を現在実施しているところで、14回の妊婦健診の中でやっております。

この実施要領につきましては、日本産科婦人科学会が出している診療ガイドラインがよりどころとなっております。では日本産科婦人科学会がどう言っているかといいましたら、サイトメガロウイルス抗体検査は一つとして考えられるけれども、治療も確立してございませんし、有用性については産科婦人科学会としては現時点では確立していないので、一定のコンセンサスは得られていないという声明を出しておりますので、今のところ本市といたしましては、その実施要領に基づきまして精査してございますので、助成について今は考えてございません。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

◎子ども・子育て支援事業計画について

最初に、小樽市における子ども・子育て支援事業計画策定のスケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

計画の策定につきましては、最終を平成27年3月までに策定することになっております。

現時点では骨格的な部分の議論を進めておりまして、年内にパブリックコメントが実施できるよう、一定程度素案的なものをまとめてパブリックコメントを実施していきたいと、そのような現状での組立てでございます。

○斎藤（博）委員

国の計画というか、私がもらった資料などでは、自治体の段階では8月ぐらいまでに素案をつくってくださいというめどが示されていたと思うので、小樽市の取組が若干遅れているのではないのかという気がするのですが、どういうところに原因があるのでしょうか。これが大体普通のスケジュールの進み方でしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

国が示していますのは、ある程度大まかなスケジュールで組み立てておりますので、本市ばかりではありませんが、条例化の時期や計画の進行など、自治体によってやはり相違があるものと思っております。いずれにしても平成27年度からの計画ですので、新年度予算の策定期限の前には一定程度素案的なもので方向性を固めていくというような考え方でおります。

○斎藤（博）委員

この事業計画で示される主な内容というのは、項目でいいので簡単にお示しいただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

施設で申し上げますと、保育所、認定こども園、幼稚園等の特定教育・保育施設と言われるもの、また今定例会に条例提案をしております地域型保育事業、その範疇の受皿となるそういったものを含めて、教育・保育の需要と供給の計画を立てていくというのが一つでございます。

そのほか、地域・子ども子育て支援事業ということで13種類、子ども・子育て支援法の中で示されておりまして、そういったものについても一定程度、需要と供給を基に計画の方向づけをして記載をしている、そのような内容です。

○斎藤（博）委員

今の話では、来年3月までにつくらなければならないという話ですよ。11月ぐらいに素案をつくって、12月にパブリックコメントを実施していくということですが、今、第3回定例会が終わって、第4回定例会が12月になると考えたときに、このパブコメが終了しているのか進行中なのかは別ですけども、この計画の内容について、議会での議論の確保はどういうふうに考えていったらいいのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

計画の内容については、小樽市にも子ども・子育て会議を設置し、こういう計画策定に関して関係者等の意見を聞くことになっておりますので、そういった面も踏まえていきますし、またパブリックコメント等も実施していきます。また、議会におきましては、必要に応じてその報告等を行ってまいりたいと思っております。

○斎藤（博）委員

来年 3 月に正式決定することになれば、残されている議会は第 4 回定例会と第 1 回定例会しかありません。第 1 回定例会で出されてもどうにもならないわけですから、第 4 回定例会での議論の時間的な担保を保障してもらえるのですかと聞いているのですが、その辺についてもう少し具体的にお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

今の委員の御質問は、一定の審議の担保ということでございますので、そうした御意見を踏まえて検討させていただきたいと思えます。

○斎藤（博）委員

それではよろしく願いいたします。

◎放課後児童クラブについて

次に、一般質問でも聞いて、いろいろ御指摘をいただいたのですが、今後、放課後児童クラブにかかわる基準の条例をつくることになっているのですけれども、これは福祉部が準備しているという話を聞いています。現在、放課後児童クラブについては、実態として所管が複数にまたがることを踏まえて質問しているつもりですが、今、庁内でこの条例づくりについてどのような体制で、どのような議論がされているのか、お聞かせいただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

放課後児童クラブにつきましては、箇所数が大変多いのは教育委員会でございます。そのほかにかかわっているのは、生活環境部の施設が 1 か所、福祉部が 2 か所ということで、この 3 部が関係部になります。いろいろな事務的なことを含めまして、この程度でできるかどうかという情報交換や会議などもこの間進めてきております。また、庁内においては、放課後児童クラブばかりではありませんが、この政策にかかわる、計画にかかわる内容を審議していただくということで、副市長をトップとする推進会議と、関係課の課長職で構成する推進委員会を設けていますので、必要に応じてそういったところでも検討いただいているということでございます。

○斎藤（博）委員

大変だなというのが率直な感想でして、この議論は何年も繰り返してきたのですが、いよいよ条例をつくらなければならないとなると、どこが所管になるのかなど。運営上の議論など、実態についての議論がいろいろありますが、条例を所管するとか、つくるのは子育て支援課だとして、例えば学校の中にある放課後児童クラブのあり方について厚生常任委員会で議論できることになるのですか。生活環境部と福祉部は厚生常任委員会にいるからいいのですが、教育委員会はいないのですよ。

○（福祉）子育て支援課長

現在、答弁させていただいておりますのは、先ほども第 4 回定例会に向けて条例案を検討しておりますということでも申し上げました。事務的には、もともと児童福祉法の中で放課後児童健全育成事業が規定されていることもございますし、今回はこの新制度の広い枠組みの中で出てきているということもございまして、その事務的な関係について担当しております。議会での御審議になりますと、担当課だけではなかなか答弁しきれないと思えますので、必要なところ、例えば総務課なりと検討させていただいて、そういう形で進めさせていただければと思います。

○斎藤（博）委員

この問題については、この間も取り上げたことがあるのですが、厚生常任委員会は、今日のような議論をするときのベースにあるのは学校教育法ではなくて児童福祉法なのです。ほとんどの場合が児童福祉法の精神にのっとり

て、こういうことをやっていいのか悪いのか、もっとやるべきだとか、やめるべきだという議論をしているのですが、教育委員会の貫いている考え方は学校教育法ではないかと思っていて、どうも一人の子供の見方が違うのではないかということで、私は何回もそういう議論をしていて、いや、そうでないとか、いろいろあり平行線ですけども、今後こちらでつくってもらうときの小樽における放課後児童クラブの条例の精神は、児童福祉法が生かされていくという考え方でよろしいですね。

○福祉部長

その辺の具体的なことも、これから恐らく種々検討していかなければならないだろうと思います。条例というのは必ずしもどこかの課一つしかかわらないというわけではございませんので、条例によってはいろいろな課がかわる条例もあるでしょうから、第4回定例会に向けて提案を予定している放課後児童クラブにかかわる条例のあり方や所管については、今まさに検討している部分とこれから急いで検討する部分などがあると思いますので、それで御理解をいただきたいと思います。

○斎藤（博）委員

この件については、またやりますからいいです。

もう一つ、放課後児童クラブの関係でお聞きしたかったのは、これも全庁的にまたがっていると思うのですが、放課後児童クラブに障害を持った子供を入れるときの、入所の判定会議みたいなものがあると思うので、この役割を説明していただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

現在、放課後児童クラブにつきましては、実施要綱を定めた中でやっておりますが、障害の子供の状況によりましては、どういった形で受入れが可能か、どういった対応が必要かということを事前に検討させていただくことも含めて、そういった委員会を行っているということでございます。

○斎藤（博）委員

そういう役割で、非常に重たい判断をしてもらっている部分もあるのですが、今回つくられている放課後児童クラブの基準に関する条例は、人の部分とハードの部分という説明を私は受けているのですが、例えば障害を持った子供を受け入れる際の判定会議を条例の中に位置づけるとか、この条例によって判定基準みたいなもので整理されていくものなのか、それはまた別なものなのか、その辺についてはどういうふうに見られているか、お聞かせいただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

今回、別のものですが、二つの条例案を提出させていただいています。基本的にはそういった形で国の政省令の後に示されております。その中には、裁量的な部分までは盛り込んでありませんので、今回、市が規定する条例案につきましても、国の政省令をベースにしたものになると考えております。細部のそういういろいろな実施要綱等で定めている内容については、また別途、実施要綱の改定といったことになるものと思っております。

○斎藤（博）委員

第4回定例会に条例案を出してくるという話をいただいていますので、その中でそういう関連する部分についても整理してもらいたいと思います。特に、所管によって子供が置かれている環境がずいぶん違っているというのは御承知だと思うのです。スペース的な部分もありますし、統一したものになっていくだろうというふうに期待していますので、それについては第4回定例会に出されてくる議案に関連して、また議論させていただきたいと思いますので、本日はここまでにしておきます。

◎手宮保育所について

次に、手宮保育所の問題ですが、一般質問で聞いていて私の認識が少し違ったことがわかったので、わかったところから質問に入りますけれども、第1回定例会でも、第2回定例会でも平成26年度中に手宮保育所のあり方につ

いて一定の考え方を出しましょうという話でずっと来ています。そういう中で、第 2 回定例会で誤解したというか、聞き違えまして、手宮保育所をどうするのかという話を私がしたときに、当委員会の答弁で民間の動向を見ながら考えていきたいという答弁があったのです。私は、それは今回の条例にかかわるといふか、新制度移行にかかわる民間の既存施設の意向調査を意味していると思っていまして、それが終われば一定程度、市内の民間の方々にも、例えば手宮保育所絡みの認定保育園を考えているとか、計画しているとか、そういう相談があるとか、手宮保育所にかかわる部分が見えてくるのかなど、そういうように勝手に思っていたのです。しかし、一般質問ではそれとこれとは別だという話をされていますので、そうすると第 2 回定例会でおっしゃっている民間の動向とは一体何を言っていたのだろうか、もう一回疑問に思ふのです。改めて伺いますが、あれから 3 か月たっていますので、福祉部が意識している 26 年度中に決着をつけなければならないと言われていた手宮保育所にかかわる民間の動向といふのは何を意味しているのか、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○（福祉）本間主幹

ただいまの民間の動向ということですが、前回はたしか幼稚園なり、保育所の動向、状況をもう少し見ていきたいという答弁だったと思うのです。それで言い換えることができるのですが、結局この時期に動向調査を行うことは確かにわかっていました。ただ、動向調査の目的自体が、我々が使うものではなく、国が予算なりでいろいろな計画を立てる上での調査であることは理解しておりましたし、そういう中で、その時点での考えはそこで伺うことはできたとは思いますが、新年度に向かって揺れ動いている施設もたくさんございます。そういうものも含めまして、少し動向を見ながら、さらに市内の保育所にしろ、幼稚園にしろ、定員の問題など、いろいろな問題を抱えておりますので、そういうのを総合的に判断させていただきたいという答弁をさせていただいたと思っております。

○斎藤（博）委員

そういうことだったのだということですよ、今にして思えば。

それはそれとして、いずれにしてもどこかで中身を議論しなければならないと思うのですが、前日も言っているのですけれども、平成 26 年度中とは言いながらも一つのめどとしては、新年度の募集が始まりますよね、手宮保育所でも 27 年度の募集が始まってくると思いますが、それはいつごろですか。

○（福祉）子育て支援課長

例年ですと、おおむね年が明けて 1 月以降の月になっております。

○斎藤（博）委員

そうですね、大体年が変わって、2 月、3 月ぐらいまでには新年度の大体の子供の数がはっきりしてくると思うのですが、どうなのでしょう、そのときには手宮保育所のあり方についての一定の見通しが立つのでしょうか。具体的に来年 3 月までですというのはいいのですが、3 月 31 日に突然そのような話をされても利用者もびっくりするのでしょうか、来年 4 月に入所する子供を持っている保護者の気持ちを考えると、やはり募集を始めるにあたり、一定の見通しを示すことが利用者に対する親切ではないのかと思うわけです。そうするとあれから 3 か月たっているし、こちらからまた 3 か月絞ってくると、残り 3 か月ぐらいでどうにかならないかという話をさせてもらっているの、一つの判断時期ではないのかなと思ってしまうのですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○福祉部長

おっしゃるとおり、新年度の募集に向けて、その前にはひとつ固めていきたいとは思っております。

○斎藤（博）委員

これについても第 4 回定例会で議論させていただけるつもりでいるのですが、よろしいですよ。

○福祉部長

時期は約束できませんが、市民や保護者の皆様にとって不都合が起きないように、時期も、それまでに固めていきたいし、これに関する事は適切な時期に議会にも示したいと思っております。

○斎藤（博）委員

ぜひ議会のほうも忘れないで、パスしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

◎子ども・子育て支援新制度について

次に、子ども・子育て支援新制度の条例にかかわる部分で何点かお聞かせいただきます。

最初に、基本的な話ですが、一番新しい市内の待機児童の状況について、ざっくりでいいのですけれども、民間と市立でどのぐらいいますか。

○（福祉）子育て支援課長

直近の平成26年度当初で申しますと、入所待ちの児童は、全市で10人でございます。

○斎藤（博）委員

小樽市の認識としてなのですが、今、小樽市内で待機児童が発生している原因は一体何なのか。その辺については、どういうふうに押さえていますか。

○（福祉）子育て支援課長

入所待ち児童の発生原因の多くとしては、申込みがあって一定の基準等の保育士確保等が必要になることが多いので、公立もそうですが民間も共通して、その確保が図られていないことが大きな一つの理由でございます。

○斎藤（博）委員

要するに、小樽市で待機児童が出る原因というのは、主にはそれに対応する保育士の確保に大きな原因があるのではないかと私も思っているわけです。

次に、少し角度を変えるのですが、小樽で設置している小樽市子ども・子育て会議があります。そこでの議論経過なり、特徴的な意見としてどういうものがあつたか、何かまとめたものはありますか。

○（福祉）子育て支援課長

特に、議論経過だけをまとめた資料は作成いたしておりません。ただ、子ども・子育て会議が終了いたしますと、資料等も含めて議事録について、少し時間の差はございますが、市のホームページに掲載しております。

○斎藤（博）委員

次に、関連して聞くのですけれども、小樽市内の実態として、国が今回考えている地域型保育が何パターンかつくられていますし、小規模保育の場合は3パターンということで、ずいぶん細かくつくられています。私の認識としては、事業所内保育は病院の院内保育所がすぐに浮かんでくるのですが、例えば居宅訪問型保育や家庭的保育の実態やニーズについて、小樽市としては、子ども・子育て会議なども含めてどういう認識があるのですか。要するに、必要性に迫られているとか、実際としてニーズはないだろうとか、どういうふうに押さえていますか。

○（福祉）子育て支援課長

新制度では、こういった地域型のいろいろな類型のあるものが出てきましたが、特にその中を取り上げてこのニーズは必要ではないかというような議論まではなかったというふうになっております。

○斎藤（博）委員

私も現実はどうだろうなというように思っていて、全国的にはいろいろ事故などがあって心配するから、野放図にやるよりは国が関与しようということですが、国の関与の仕方が物すごく乱暴なので、保育の質が下がるとは心配する部分もあるわけです。居宅訪問型保育や家庭的保育ということになると、それをやっている人が病気になったり、事故にあつたときに潰れていくことが指摘されているのです。逆に言うと、そういうことをやっているNPO法人全国小規模保育協議会という団体がありまして、そこから国の子ども・子育て会議に対して、

もしこういうことをつくって事業展開をしたときには、居宅訪問型保育や家庭的保育をしている人に何かあったら公立保育所で受けてくれということで、緊急避難ですけれども、公立保育所が地域型保育の連携施設となることを明文化してほしいという要望書が上げられていますし、子ども・子育て会議でもその方向で動いているのではないかと私は理解しているのです。ただ、小樽の実態は、課長のおっしゃるとおりなので、小樽ではほぼあり得ないのだからつくらないというのだったら一つの議論ですが、国のやることは全部やらなければならないと考えたときは、こういったところまで議論をしていかなければならないのかどうか、その辺についてどういうふうに押さえていますか。

○（福祉）子育て支援課長

地域型保育の基準に関しては第 6 条になりますが、連携施設の確保ということで、どういう内容で連携を図るかということが規定されております。そういった中では、給食の関係でありますとか、例えば一定の利用ですとか、合同保育や代替保育、また卒園後の受皿ということもございしますが、そういったことが含まれております。先ほども申し上げましたが、地域型保育の中で、私どもに対してこれまでは、いろいろな形で参入したいという御相談が特に多くあったわけではございませんので、これからそういった推移を見ながら、こういった地域性を一定持つような部分もありますので、そういったことも勘案しながら、いきなり公立施設ということばかりでもないと思うのですけれども、そういうふうに認可保育所との関係は検討しなければならない事項かと思っています。

○斎藤（博）委員

国に沿ってやっていくということで、私の認識としては、小樽の保育の現場はそういうことが求められているわけではないけれども、全国一斉に動いている部分があるという理解の仕方をしているわけです。ただ一方で、このように全部の制度をつくっていくことになると、地域型保育の連携施設が必要になります。その場合について、子育て支援課長は認可保育所で受けていきたいという言い方をしているのですが、小規模保育協議会の希望は公立保育所なのです。認可保育所で受けてくれとは言っていないで、はっきりと公立保育所が受皿になってくれと、安全保障のセーフティネットとしては公立保育所の出番ですという趣旨の要望を国の子ども・子育て会議に出しているのです。答弁で認可保育所と言われると公立と民間の両方がありますが、私が言っているのは、公立保育所の仕事になるのではないかとということで、その場合はどうするのですかと聞いているわけですが、いかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

確かに、公立保育所での御要請ではないかと思うのですが、今、申し上げた関係の内容がございしますので、小規模保育事業といいますか、地域型保育の事業所の受皿となる連携施設が遠方にあるということもなかなか現実としては難しいのではないかと、そういう面もこの基準の規定からしますと考えるものですから、そういったことを含めて、公立に限定せず、やはり市内全域になりますと、認可保育所という想定になりますので、そういった意味で答えたものであります。

○斎藤（博）委員

次に、認可外保育施設に関連してお尋ねします。小樽にも認可外保育施設はありますが、今回のこの新制度の議論では、認可外保育施設がどういう扱いになっているかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

今回、国がこの新制度移行で幼稚園、保育所、認定こども園、また地域型保育事業の受皿というものをつくりましたので、場合によっては参入されることもあり得るかもしれませんが、そういう御意思といいますか、事業者からそういったことがなければ、従来どおり運営されるものと思っております。

○斎藤（博）委員

来年からこの新制度が動いたにしても、今、小樽市が行っている認可外保育施設に対する市単独の助成事業は、どういう判断でどういう扱いになるのかなというのを、今の答弁からすると、これとは全く違うもので、のっかる

か、のっからないかの議論は別として、今回の議論で認可外保育施設が認可保育所になりたいという話が起きてくるかどうかではなくて、認可外保育施設のまま新年度を迎える場合に、今年度、小樽市が行っている認可外保育施設に対する助成制度や国の制度はそのまま継続される、考え方としてはそういう立場でよろしいですか。

○（福祉）子育て支援課長

確かに、新制度で状況は変化するわけでありまして。今までも新制度ではありませんが、認可保育所という一つの制度的なものがあって、認可外保育施設については一定の基準要件を設けましたけれども、やはり市民の利用があるということで運営費の補助をしてきた経緯がございます。そういった経緯も含めて、今後、新制度の補助事業の内容、財政負担のあり方や総体の部分については検討が必要でありますので、そういった中であわせて予算も絡みますので、検討させていただきたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

この項の質問のまとめですが、なぜ細かく聞いているかという、今回提案されている条例案や国がやってきた子ども・子育て新支援制度は、小樽の実態とはずいぶんかけ離れているものではないのかと思います。小樽は小樽で保育の課題はありますが、今、国が全国的に一斉に展開しようとしているものとは違うのではないのかという意識はみんな持っているのです。だけれども、国の法律が変わったので対応していこうとしているのではないのかなというのが、まず認識の基本なのです。

そこで確認したいのですが、この条例が可決されていくことによって、小樽市内における公立保育所の役割、特に規模・機能の配置計画で示されている三つの拠点を中心とした公立保育所の役割は変わらないと思うのです。また、利用者の負担も変わらないのだと。また、保育の質についても基本的には変わらないと。さらには、今聞いている認可外保育施設に対する助成制度、この間小樽市で展開されている子育て支援事業といったものを、この条例が可決されたから問答無用で、逆に言うと、改悪されましたとか、減額されましたとか、なくなりましたとか、そういうマイナスの影響はないという認識の下にこの議論を進めさせていただいているのですが、その部分について最後に、私の認識についての見解をお願いしたいと思います。

○福祉部長

あくまで今回提案させていただいている 2 本の条例案が可決になった場合ということでございますが、そういう前提で言いますと、公立保育所の役割というのは、この条例に直接かかわるものではございませんし、利用者の負担も同じでございます。また、保育の質については、先ほども若干申し上げましたが、保育の質の低下にならないように、人員配置やさまざまな研修制度などを組み合わせて配慮されていくと御理解いただきたいと思います。

また、認可外保育施設への助成については、先ほど課長が答弁しましたし、10日の本会議で市長が答弁したとおりでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○斎藤（博）委員

変わらないということを基本に、第 4 回定例会でまた議論させていただきたいと思います。

◎使用済小型家電の回収について

次に、生活環境部に何点かお尋ねします。

最初に、小型家電の回収を始めて半年がたったので、4か所の実績として、その重さをお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）廃棄物対策課長

使用済小型家電の回収実績というお尋ねでございますが、集積場所で1か所になりますので、ボックスごとの数量は出しておりませんが、平成25年度と26年度、これまでの実績を報告させていただきます。25年度は2月10日からの4か所での回収ボックスでの回収実績、また昨年9月にリサイクルイベントで3日間、回収ボックスを設置して集めました量の合計量といたしましては、1,160.5キログラムでございます。26年4月から直近では8月1

日にマテックが回収をして計量しておりますが、4月から8月1日までの分ということで、2,216.0キログラムを回収してございます。

○齋藤（博）委員

これは、本格実施なのか試行なのかという考え方なのですが、どちらの立場でやっているのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

期限を定めずに回収ボックスを設置しておりますので、私どもとしては本格的に実施していると考えてございません。

○齋藤（博）委員

私は以前の委員会で、4か所というのはどうやって決めたのか。端的に言えば、安直ではないのかと。動きやすいところとか、そういうことで理解してもらいやすいとか、回収しやすいとか、市民の立場からはどうなのだろうとかという話をさせてもらっています。ですから、できたらその4か所の利用状況がわかると、果たして4か所なのか、もっと違うのではないとか、いろいろな議論ができるのではないかと考えていますので、これは前にもお願いしているのですが、まずは場所ごとの集計が可能かどうかというあたりについていかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

場所ごとの集計というのは、箱から出して大きな袋に詰めて小型の車で運ぶものですから、場所ごとに何キログラムかというのは、はっきり言って無理です。ただ、感覚的に言いますと、やはり本庁に持ってこられる量が一番多いかと思っております。

○齋藤（博）委員

集まってくる家電の特徴というのは、どのように表れていますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

これまでの家電の特徴ですが、品目別で言いますと、ノートパソコンが大体25パーセント、デスクトップパソコンが3.6パーセント、携帯電話やPHSが0.6パーセント、残りがその他の小型家電ということで、大体3割がパソコンや携帯類、7割がそれ以外のものとなっております。

○齋藤（博）委員

これは重さで言っているのでしょうか。

（「重さです」と呼ぶ者あり）

重さで言ったら、デスクトップのパソコンを1台持ってきたら携帯何台分なのかという話なので、件数というか、個数での集計はされていますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

個数でいきますと、平成25年度ではノートパソコンが90台、デスクトップパソコンが5台、携帯電話が60台です。26年度ではノートパソコンが154台、デスクトップパソコンが14台、携帯電話が114台になってございます。

○齋藤（博）委員

二つお願いがあるのですが、その他にくくられている中に、以前、厚生常任委員会で視察に行ったときに、家電リサイクルの中で非常に高く取引されているものにデジタルカメラがあるのです。これを福祉施設に持っていき解体してもらおうと、普通の手間賃の4倍から5倍ぐらいもらえる、1個を解体すると100円近くもらえるのです。ですから、できたら小型家電の中にデジカメがどのぐらいあるのか。ほかに何があるのかというのがあるのですが、パソコンと携帯のほかに、できたらデジカメがどれぐらい回収されているかを調べてもらえないかなというのが1点です。

もう一つは、これは本格実施だと言っているのですが、前にもお願いしているのですが、要綱をつくってほしいので

す。目的などきちんとしたものをつくって実行してほしいと思います。私は、試行をやりながら、場所や品目、やり方をいろいろと見直していくというイメージが強いのですが、今、本格実施しているのだとなれば、やはりそれだったら要綱をつくって議会に出してください、今度の議会までに。その 2 点をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

まず、デジカメだけという細かい品目ごとの計量は、リサイクル業者をお願いしても、全道から集まってくる中で小樽のものだけを細分化して計量してくれというのは、業者の負担になりますので難しいと思いますし、市でやるにしても、非常に手間がかかります。ですから、明確な目的意識という喫緊の課題などがない中で、通常業務の中でそれを行うのは、非常に難しいのかと考えてございます。

また、本格実施とは申し上げましたけれども、当然これがゴールとは考えておりませんで、これからも市民のニーズなど、いろいろ要望とかもありますので、徐々に、回収ボックスの置場を考えながら拡大なども視野に入れながら、やっていきたいと考えてございます。

○齋藤（博）委員

部長にお尋ねしますが、今回やっている事業についての要綱作成について、部長も今のようなやり方でいいと思いますかという言い方も失礼なのですが、要はなぜやるのか、どうやるのかという部分をまず決めてから事業計画を立ててほしいのです。これは始まったときにもお願いしていたつもりですが、例えばデジタルカメラの扱いにしても何にしても、なぜ小樽はこういうことをやるのだということをきちんと文書にしてもらわないと、目的に合っているのか合っていないのかという議論ができないのです。ですから、本格実施だというのであれば、まず今やっていることをまとめるだけでもいいですから、要綱をつくっていただきたいと思うのですが、その部分はいかがですか。

○生活環境部長

今回、後からこういうふうな小型家電リサイクル法という法律ができて、拠点回収という形ですけれども、我々はそのほかにもいろいろ分別回収をしているわけです。それを一つ一つ要綱をつくっているわけではなくて、一つは大もとの一般廃棄物処理基本計画に基づいて、そういうものの中で毎年のそういった収集というものがあって、これが大きなもとものごみ処理の基本の形になってございます。ですから、これだけを特化して要綱をつくるのかどうかという部分、果たしてそれが必要なのかどうかという部分、もう一回、一般廃棄物処理基本計画なり、実施計画の中ではっきり色分けすればいいのか、それともこれだけに特化しての要綱が必要なのかという部分については少し検討させていただきます。

○齋藤（博）委員

◎ごみの組成分析について

最後に、ごみの組成分析をやるということで、前回議論をさせていただいています。時間がないので、全部まとめて聞きますが、まず、業者はどこになったのか、委託料は幾らだったのか、契約する際の仕様書はどういうものだったのか。また、実際にもう組成分析を行ったと聞いていますので、その結果の特徴、その結果を小樽市は環境行政にどうやって、何に生かしていこうとしているのか、この 6 点について一括して聞きますので、一括してお答えいただいて、細かい資料は後でもらいにいきますので、よろしくをお願いします。

○（生活環境）廃棄物対策課長

初めに、ごみ分析をやるに当たっての業者選定の結果でございますけれども、指名競争入札を行いまして、株式会社アース総研という札幌市白石区菊水元町にある会社が 86 万円という金額で落札しております。契約金額は、これに 8 パーセント上乘せしまして、92 万 8,800 円になっております。

仕様書についてでございますが、通常の共通仕様書のほかに、特記仕様書をつくっております、それには調査

目的、調査対象、調査場所、調査方法、調査日時や回数、報告書等の細かいことを書いた仕様書で対応してまいります。

分析結果については、まだ 5 月分、1 回だけの結果ですが、生ごみ、厨芥類が 45 パーセントで、5 月に行った中では、組成としては一番大きく、その次に紙や布類が約 43 パーセント出ておりました。ただ、ごみは季節変動もございまして、1 回の結果だけで小樽のごみがどうだこうだということにはならないので、今は 8 月下旬に行った調査結果を待っております。契約履行期間が今月 30 日までですので、下旬になれば結果が出てまいります。

2 回分の結果が出ましたら、それによって小樽市のある程度のごみ質がわかりますので、例えば生ごみが多いのであれば、その減量化をどうするか、生ごみの減量化は、ほかの都市においても共通の課題みたくなっておりますし、そのほか分別の区分がこのままでいいのか、資源物の品目の拡大はしなくていいのか、他市と比べてどうなのかということをご一般廃棄物処理基本計画を策定する上での検討材料となっていくものでございます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎議案第 27 号、第 28 号について

まず、議案第 27、28 号にかかわってお聞きします。子ども・子育て支援新制度が本市の乳幼児にどのような有効性があると考えますか。

○（福祉）子育て支援課長

新制度の目的といたしましては、認定こども園などの普及を国は掲げております。そういった意味では、教育・保育の一体的提供など、事業者の御意向もあります。そういったものが一定整備される要素があるものと思っております。

○吹田委員

後段の関係で、施設型給付・地域型給付等を創設するとありますけれども、この内容はどのようなものなのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

施設型給付につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園等の、幼稚園については新制度に移行する部分についてであります。そういったところに共通の給付制度を取り入れるものでございます。

また、地域型給付につきましては、今回の地域・家庭的等保育に関する基準の条例案で示しておりますタイプが多くございますが、そういった部分についても地域型給付として共通の給付制度を設けたものでございます。

○吹田委員

現在は、認定こども園制度を改善すると言われておりますが、その内容はどのようなものなのか、これについてはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

これまで認可等が分かれておりましたが、そういった関係を一本化します。それで、単一の施設として認可をする、また、給付費についても単一のものということで、共通の給付費制度を入れる、ほかに指導監督等の関係もございまして、そういった意味で一本化が図られておまして、徐々に簡素化されているといった内容でございます。

○吹田委員

地域の実情に応じた子育て支援ということで、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの、地域子ども・子育て支援事業を充実するとありますが、本市で現在行われている事業との比較では、どのようなところが充実され、また、新たな取組はどのようなものになるのでしょうか。

また、このたびの新制度は、市町村が実施主体となるとなっておりますが、どのように新制度での事業にかかわるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

地域子ども・子育て支援事業についてでございますが、今回の新制度では、13種類の事業を国は掲げております。本市では、それを全て行っているわけではありませんが、今回の新制度に合わせて新しく制度を設けたものが3種類ほどございます。そういった中では、従来あった事業の中で既に行っている事業が7種類、まだ着手をしていない部分につきましては3種類でございます。今後の充実、また新たな取組についてですけれども、今後の事業計画案に関する内容でございますので、その計画案の骨子案の策定に向けて検討を進めている段階でございます。

後段の市町村が実施主体になることについて、どのように事業にかかわるのかということですが、最初にこの新制度を利用される子供の関係での認定がございます。従来の幼稚園等を利用されていた子供で言いますと区分、また保育を必要とされていた子供については、3歳未満か3歳以上かに分けて認定するといった部分がございます。

また、給付制度ですが、先ほど申し上げた施設型給付、地域型給付がございますけれども、そういった施設への給付を行う。また、今回の条例で提出しております確認の関係についても、市町村の事業となっております。また、地域型保育事業の認可ということで、主にそういったことにかかわっていくことになると思っています。

○吹田委員

施設型給付の支援を受ける子供の認定区分はどのようになっているのか。また、平成27年4月にスタートすることになっておりますが、認定の業務をいつごろから始めるのか。また、利用者は認定を受けてから利用の申込みを個々にされると思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

市町村のかかわりということで、認定の関係については、調査確認して申し上げた部分がございますけれども、今申し上げましたように、何号という号数がついているものですが、1号につきましては、従来の幼稚園を利用される3歳以上の子供であり、保護者の就労要件等は問われないことになります。2号につきましては保育を必要とする3歳以上の子供、3号につきましては同様の3歳未満の子供といった区分になります。

また、認定業務の開始でございますが、幼稚園につきましては、新制度に移行する園と今までどおりの園に分かれることになると思いますが、幼稚園の申込みについては11月から受付をしていくと聞いておりますので、当面、教育委員会等のかかわりもございますけれども、年内が一つのめどになると見通しているところでございます。

また、保育所につきましては、1月から受付をしていくこととなりますので、そういった時期からと思っております。

また、認定と申込みとの関係ですが、これは一定程度、施設側と協議して理解を得て実施していかねばならないと思っておりますけれども、事務手続の関係で実際には同時に行っていくような、保護者の利便性も勘案しながら、そういった方向でこれから施設側と協議したいというように考えております。

○吹田委員

次に、地域型保育事業の認可基準になりますけれども、事業類型では小規模型保育事業はありますが、児童福祉法及び関係法令に準じた保育施設としてのハード・ソフト面を備えたものなのか。また、直接処遇職員で保育士以外には研修を実施するか、家庭的保育者などの位置づけがありますが、この内容はどのようになっていますか。

○（福祉）子育て支援課長

今回の地域型保育の中で、児童福祉法等の関係法令に準じているかということでございますけれども、認可の関係で考えますと、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準がございますが、それが基本になってまいりますが、

それとは全く同一ではございません。一定程度相違があるという内容ではございます。

また、研修等の関係でございますが、家庭的保育者等につきましては、国が従来、家庭的保育事業の研修等につきましてのガイドラインを定めておまして、時間としては21時間、実習2日という基礎的な研修と、経験年数で分かれますけれども、講習時間が88時間の場合と、88時間に20日の実習を加えた2区分から成る認定研修ということで、現在実施されているところでございますが、新制度においては、これを基本としながら国において、今、検討作業が行われている現状でございます。

○吹田委員

家庭的保育者の位置づけの内容はどのようなものなのか、保育士以外の方々が直接処遇職員としてかかわるわけですが、その辺のところについてお聞きします。

○（福祉）子育て支援課長

家庭的保育者、若しくは家庭的補助者等の区分はございますけれども、いずれも市町村長が行う研修を修了した者ということでありまして、直接子供の保育を担当するといった内容になると思っております。

○吹田委員

現在、本市にあるファミリーサポートセンターでは、保育の無資格者が講習を受けて業務にかかわっていますが、利用者の方々からこういう形でかかわっている方々についての意見や要望など、市には何か来ていらっしゃるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

ファミリーサポートセンターを利用されている依頼会員からの御意見というのは、特にございません。

○吹田委員

今回のものでは、研修という銘が打たれているのですけれども、この実施主体はどちらがされるのか、また家庭的保育事業では、家庭的保育者のほかに家庭的保育補助者とありますが、これはどのような方がそういう位置づけになるのかなと思っておりますのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

ファミリーサポートセンターの研修の実施主体でございますけれども、運営の関係につきましては、NPO法人に業務委託をして行っております。この研修活動につきましても、その中に含んで実施しております。

また、家庭的保育補助者の想定される方でございますけれども、特にこういう方ということではございませんが、市町村長が行う研修を修了した方が対象となっておりますので、そういう内容と認識しております。

○吹田委員

私は今いろいろなことを聞いた中で、例えばこの研修というのが実務的に2日間というのは、非常に短い期間という認識なのです。確かに保育の実習的なものは我々も実際に見てまして短いと思うのですが、20日間ぐらいを基本にしてやっているのですけれども、2日間で実際の現場で実習をしてどの程度のもを自分のものにできるのかということに、すごくクエスチョンマークがある気がするのですが、この2日間というのは確かに国が示したかもわかりませんが、市ではその程度で大丈夫かということについてはどうでしょうか、十分と考えますか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほどの基礎的な研修につきましては、実習は2日間でよしということではなくて、2日以上になっておりますので、それはまた設定される研修の内容にもよるものと思っております。

○吹田委員

小規模保育事業では2歳までとなっておりますことから、保育内容の支援、卒園した後とか3歳から行くところになりますが、その受皿を担う連携施設について求められておりますけれども、この関係について、本市はどのようにかかわっていくのかなと思っておりますのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

家庭的保育等の基準の中に、この連携に関する内容が幾つか記載されております。その内容からしますと、まだ地域型保育を希望される事業者を聞いてはいないのですが、仮にそういったものが起きた場合については、そういった事業者の状況を踏まえて、必要な検討を行うことが必要ではないかというふうに思っています。

○吹田委員

若干の状況もあるのですが、居宅訪問型保育事業では、基本的には必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とありますが、この認める基準というのは市町村が決めるのですから、基準はどういった感じで決定されているのか。現在、無資格者の研修を小樽市では、どのようなどころが行っているのですか。なおかつ、その内容についても、もう一度確認したいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

特にこの部分について、現在、別途の基準を決めているわけではございません。必要な研修を修了し、保育士と同等以上の知識、経験を有するという一つの考え方が示されておりますので、今後、国が今の研修の内容等も検討している状況でございますので、そういったものを踏まえて、こういった判断基準は考えてまいりたいというふうに思っております。

また、無資格者への研修ですが、現在行っているということでございますので、ファミリーサポートセンターの研修であると思います。これについては、時間的なものは合計で25時間の研修を行っております。内容につきましては、幅広い知識、小樽市の子育て支援に関することから、実際の子供の世話、子供の栄養と食生活、子供の心の問題、体の発育と病気、病児の支援、子供の遊び、安全と事故、そういった内容でしております。

○吹田委員

現在はそうですが、新しい制度において市が認めるようなことの部分では、市自体が直接この研修等にかかわることになるのでしょうか、それとも外部の関係で動くのでしょうか。来年4月からスタートする新たなものについては、そこで自治体に直接処遇する方々がおられる、その方々に対しての部分については、どのような形になるのでしょうか。

○福祉部長

こうした研修については、具体的な中身はまだ決まっておりますが、いずれにいたしましても、現在ファミリーサポートセンターの会員向けの研修を行っておりますけれども、一定の保育の質が確保できるような内容の研修にすること、実施主体が市町村になるか委託になるか、あるいは北海道の研修ということもあるやに聞いておりますので、そのあたりの形をどうするかは、今後、検討していくこととなります。

○吹田委員

現在は保育士が足りなくて待機児童がいるような状況が小樽市内でも実際に起きています。ところが、前にも皆さんが議会で質問されているように、資格者が大体100万人以上はいるのですが、実際には40万人弱しか業務についていない中で、資格者の確保ができないのが現実でございます。

私は、今、国はやむなくこれを行っているのかなと思っているのですが、資格者をこういう関係の小規模保育なり家庭的保育なり何なりに活躍いただくような形でなくて、資格者でない人を養成してそこに投入すると。これは、特に都会では大きな施設がつかれないこともあり、最低基準に合わせるようなきちんとした子供たちを守る施設でないところで対応する感じのものになってしまったのかなと思うのです。この辺については私は、今の社会情勢がこういう状況ですから、待機児童の関係についてはこれしか方法がなかったのかなと思っているのですが、今後の展開として、そういう方々が確実にになっていただけるような方策的な物の考え方が重要で、小樽の場合は待機児童が何百人もいるような状況でありませんからそうはならないとは思いますが、でもやはり、そういう形の考え方が必要かなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど国で研修の検討作業を進めていると申し上げましたが、国としましては、地域型保育の関係や放課後児童クラブの関係もございますけれども、一定程度そうしたものを想定しながら、子育て支援員という制度を創設するというところで検討しているところでございます。国としても新たな試みでありますし、研修についてもそういうところと共通性があるということで、検討されているようでございます。本市としては、そういった国の動向をしつかり見極めた上で、その後の対応というのは考えていかなければならないと思っております。

○吹田委員

一つ最後にあるのは、子育てにかかわる、保育にかかわる基本理念というか、子供を育てるための基本的な持ち方についてどのような形で進めていただくか、これについても小樽の場合は、基本的なそういう一つの研修的なパターンができると思いますので、この中で家庭的保育者が基本的な保育の理念を、できればそうした形でどこにお願いしても確実にそういうことをやっていただけるものが必要だと考えておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

また、大きな施設の場合は、内部でチェックすることができるのです、どなたがどのようなことをしているかについて。ただし、こういう形になりますと、チェックする人がいない状況で常に行われると思っております、確かに性善説で考えると、常に確実な分野です、けれども、場合によってはそうではない場合も考えられるわけです。ただし、預けている方がそれを見ることはまずできない。ですから、誰かがそれをチェックしなければならないということが起こるのではないかなと常に考えているのです。そういうときのために、市ではどのようなかかわりをこれから進めるのかなと考えているのですけれども、いかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

保育の基本的な理念でございますけれども、もともとは家庭的保育につきましても、児童福祉法の位置づけです。保育所においては保育所の設備運営基準などに基つきまして保育要領等が定められておりますので、こうした事業につきましても、同様の考え方で国は考えているものでありますので、そういった基本的な理念については相違することは無いと思っております。

また、施設のチェック体制でございますけれども、一つの内部の規定などもこの基準の中では定めることになっておりますので、やはりそういった中で必要な事項は定めていただくことが求められると思っております。

○吹田委員

このものについては、特に小さな子供が対象ですので、規則を決めましたとか、何をしましただけではまずいと思っております。問題は、どなたがどんな形のことを日々やっているかについて、確認できる体制が絶対に必要なのです。私も現場にかかわっておりますので、そういうのにかかわっては絶対に必要だと考えているのです。これがないと、小さな子供たちの最善の利益が守れない状況になる可能性が十分にあると考えています。ですから、この辺については、実際に動いた段階で確認できるようなことを、これは基本的には市が実施主体になると考えていますので、そういうところを一つのポイントとして見ていただきたいと考えておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○福祉部長

実際に狭いところでの保育に関しては、子供の虐待や不適切な行為ということが非常に心配されます。これは、保育の従事者の方にとって自分の思いどおりにならないときにどうしても起きやすいという認識をしております。保育の施設については、保育の提供内容について諸帳簿を備えるという形式的な対応はしなければならないということで今回の基準にも載っておりますが、実際にいつどのような方が監督するかということについては、明確には定まっておりますけれども、今後いろいろな施設の確認の作業や認可の関係で、その権者が定期的に監督するような仕組みが示されてくると思っておりますので、そういった動きを、また見て検討してまいりたいというふうに

思います。

○吹田委員

多くの大人の考えというのは、小さな子供に対して、できる形にしようとか、できるのが基本的だという考え方で対応することが非常に多いのです。ですから私は常に言うのですが、できないことを基準にしてかかわっていただきたいと思うのです。この辺については、保護者についてもそうなのです。基本的に子供ができるようにしたい、できることが当たり前だということで、もう非常に大変な対応をしているような気がするのです。それでは子供が真つすぐに育ちようがないとか、非常に苦しい立場にあるということで、私も子供にたくさん集まってもらい、いろいろと話をしますが、そういう中でありますから、特にこういう限られた空間、どなたも自分を見ていない空間になりますと、そういうことが多いわけです。せっかくのいい制度をつくるということであれば、そういうのは非常に大事なと感じておりますから、これから自治体の取組が始まりますので、その辺のところについても十分に視野に入れながら進めていただきたいと考えております。

いずれにしても、子供たちへの対応が問題になると必ず、ある意味では子供発達支援という状況に追い込まれることがあります。発達支援というのは、そもそもなかったものがそちらに行ってしまう状況がままありますので、あれはもう本人の責任ではなく環境がそういう形にしているのが現実でありますので、これからの新制度については、そういう部分も含めて決めていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎アルコール中毒について

次に、アルコール中毒について、質問させていただきます。現在、小樽市では、アルコール中毒という問題について、例えば数値的な捉え方など、どのような形でそういう形のところにかかわっているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

アルコールの問題に関する保健所への相談につきましては、平成20年度から24年度の5年間を平均いたしますと年間28件程度、来所による相談を受けております。また、家庭訪問の相談としましては、過去5年間の平均ですと、年間3件程度受けている状況でございます。

相談の推移につきましては、でこぼこがありますので、過去5年間を見ますと、相談としては一定程度の数がありますが、どんどん減っているとも増えているとも言えない状況でございます。

また、かわりににつきましては、本人よりは周りの家族の方、御親戚の方も含めて知り合いの方からの相談が多いので、専門の医療機関への相談を御家族の方々にお勧めする形でございます。

ほかには、関係する機関と一緒に家庭訪問などをしまして、治療に結びつけるような支援を行っております。

○吹田委員

今、平均で30人程度の方々と保健所がかかわっていらっしゃるということですが、単なる割り算をしますと、全国に800万人といえますので、小樽にどのぐらいいるのかといたら7,000人以上はいるという状況です。それが正しいかどうかは別にしましても、直接、保健所がかかわっている方は非常に少ないという感じで考えております。この問題は、なるべく表に出さないというのが基本で動いていまして、私たちも身近なところで直接的にそういう問題を目にすることはないのですが、あそこにはこういう人がいるという話を聞くことはよくあります。そういう中でアルコール中毒については、中毒にならないような環境をつくるのが大事だと私は前回も言ったのですが、それについて同意する人はなかなかいないのですけれども、この中毒にかかわっては、行政がそういう方々に対応するための手段として、行政機関として家族の方々がより身近に感じられるように、これからどのような形で進めればそういう形になるのかなと思うのですけれども、これからの取組について何か考えているものはありますか。

○（保健所）健康増進課長

まず大事なのは、1次予防ということで、アルコールの害につきまして、普及啓発をきちんとしていくことにな

ろうかと思います。これはアルコールに問題のない、健康な一般市民の方々へアルコールの害について知っていただくということです。また 2 次予防としましては、重症化予防ということでアルコールに何らかの問題がある方、飲みすぎて肝臓を悪くしたなどの内科的な疾患もごございますので、そういう方たちの重症化予防の取組が必要かと思っています。また、アルコール依存症になった方につきましては、再発予防ということで治療をきちんと受けていただくとか、認知行動療法という手法など、さまざまなケアがありますので、そういうところで飲まない生活を身につけていただくことが必要になってくると思います。

現在、保健所では、特定保健指導や健康相談のときにアルコールのスクリーニングをやっておりますので、そういう中で適正飲酒につきましても指導させていただいているところでございます。

また、平成 25 年 12 月 13 日にアルコール健康障害対策基本法が成立しまして、本年 6 月 1 日に施行されました。これにつきまして、国は計画を立てることになっておりますし、都道府県については努力義務となっておりますが、北海道に聞いたところ、北海道でも計画を立てるとおっしゃっております。そういう中で飲酒の問題というのは、これからは関心が高まりますし、依存症についても病気だという認識がさらに普及啓発されると思っております。そういう中で、受診や相談の敷居が低くなってくのではないかと考えておりますので、本市といたしましても普及啓発を含めて 1 次予防から 3 次予防まで体系立てた取組をしていきたいと考えております。これまでもやってきておりますが、さらに進めてまいりたいと考えております。

○吹田委員

こういうアルコールにかかわっての問題については、保健所の活動なりなんなりをホームページで紹介して、こういう形で成功しているという事例を出しておく、そういうのを見て、こういう形のところにかかわってもいいのかなということになるような気がするのですが、そういう活動はしていらっしゃるのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

アルコール依存症の方たちの回復というようなプロセスについては、特別にホームページでの情報提供はしておりませんが、相談の中で断酒会も含めていろいろなそういう場の紹介をしております。実際にそこに行きますと、いろいろな体験をなさった方たちといろいろなミーティングをしまして学ぶ機会が多いですから、そういうところで御本人様がいろいろな悩みを相談し合ったり、共有したりという回復が重要かと考えておりますので、そういう部分では必要な機関についての情報提供は今後していきたいと考えております。

○吹田委員

保健所では、こういうアルコール中毒の方が相談に来るのは何件とかとありますが、アルコール中毒にかかわって年間にどのくらいの方が亡くなっているのかという人数は把握されているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

保健所の死因の統計には、アルコールの問題のところが出てきませんので、たぶんアルコールによって肝臓が悪くなったり、いろいろあるのかもしれませんが、その辺についての数字は押さえておりません。把握する手段がございません。

○吹田委員

どちらにしましても、小樽の場合は相談件数が増えていないということですが、全国的には増えるであろうと言われておりますので、そういうものについて行政としてのかかわりをより強めていただいて、こういう形のことにならないような健康の部分についてやっていただければなと思いますので、お願いしたいと思います。

◎児童の発達支援事業所について

次に、児童の発達支援の関係では、こども発達支援センターはあるのですけれども、公的な発達支援センター的なものは小樽には何件あって、また、こういう発達支援の関係の事業者は何件あるのでしょうか。

○（福祉）こども発達支援センター所長

小樽市内にございます児童の発達支援事業所につきましては、公的な部分で言いますと、こども発達支援センターがあり、小樽市でやっております。また、さくら学園は指定管理という形ではありますけれども、小樽市がやっております。そのほかに民間の事業所が 4 か所、合計で 6 か所ございます。

○吹田委員

こういう関係のものが 6 か所あるというのですが、一般の方々が最初に子供についての相談などをする事については、この 6 か所で受けられるのですか。それとも、どこかがイニシアチブを持って動いて、そしてどちらかの選択肢を提示するという動きになっているのでしょうか。

○（福祉）こども発達支援センター所長

そういう指導なり保護者との接触については、相談事業所がございまして、こども発達支援センターと張碓にあります森の時計という民間の事業所ですが、この 2 か所が相談支援事業所ということで行っていますので、まず、この 2 か所でどういったような内容なのかという相談を受けていくこととなります。その上で、その子にとってどういった療育が必要なのか、あるいは必要ないのか、そういったところを判断して、そういう中で療育が必要であれば、どういった内容の療育が必要なのかということで、6 か所ある事業所を紹介して選択してもらおうといった中身になっております。

○吹田委員

この 6 か所の事業所については、そこで実際に業務をしている方々の資格的な部分では、大体同等の方々がそこにいらっしゃると考えていいと思うのですが、キャパシティの問題もあると思うのですけれども、この辺について、大体同じような体制でいらっしゃるのかどうかについてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども発達支援センター所長

それぞれの事業所でそれぞれの職員配置がありまして、その職員配置も例えば言語指導員や保育士がいる事業所もございますし、私どもは、そのほかに理学療法士といった資格を持っている人を配置しております。それぞれ事業所の中で特徴、その職員配置とあわせて特徴を生かしながら行っていっています。各事業所では、児童に対する面積的なこともありますので、それぞれ定員を設けて行っていっているところでございます。そういう中で、先ほど申しましたようにそれぞれの職員配置によって療育を行っているという中身でございます。

○吹田委員

この施設は、行政でそういうものをやっていいですよとなったと思うのですけれども、最低でもそこに配置しなければならない職種や人数というのは、どういう形なのか。

○（福祉）障害福祉課長

児童発達支援という障害福祉サービスを行う事業所の設備とか運営につきましては、厚生労働省で定めるところでございますので、この基準に従いまして北海道でこのサービスを提供する事業所としての基準を満たしているかどうか審査の上、指定するような流れになっております。

具体的な人員基準の概要といたしましては、一般的な児童発達の事業所としては指導員又は保育士が 1 名以上は常勤、また管理責任者、機能訓練担当職員、また事業を行う管理者を何名以上ということで、基準が定められております。

また、その設備に関しましても、定員はおおむね 10 名とする、児童 1 人当たりの床面積は 2.47 平方メートル以上、そういう基準も設備としては設けられております。

また、運営に関するものも、そういった基準がございます。

○吹田委員

実際的にそういう方々に活躍していただいて、私のところにもそういう子供がいて見ているのですが、そういっ

た 6 か所のところでそれなりの技術を持った方のレベルがどの程度なのかなというのが私としてはすごく興味がありまして、そういうものについてはどのような形で監督官庁では見ていらっしゃるのかなと思っているのですが、その辺の内容についての確認は何かされていますか。

○（福祉）障害福祉課長

これらの障害福祉サービスの事業所に対して、しっかりとした人員配置をもって適切な療育をしているか、また療育をするに当たって運営指導に係る日誌等を定めているか、そういう基準につきましては、北海道がこれらの事業所に入って運営指導を行います。その中で、事業所が改善しながら子供の療育をより適切な方向に向けて進めていくということになっております。

○吹田委員

私は、子供の発達支援という問題については、今後もここにかかわる子供が増えてくるであろうと考えておりまして、この機能がより充実したものになっていただけるように、これは確かに各事業所側がそういう意識を持ってされていると思うのですが、やはりそういう部分についての行政側のかかわりも私は大事かなと考えておりますので、この辺のところについては、これからぜひ力を入れていただきたいと考えているのですが、このことについてはいかがでしょうか。

○福祉部長

こうした取組については、隣の札幌市などでは、事業所の数が相当増えてきているというふうに報道などでは見えております。小樽市内も、事業といたしまししょうか、こうした相談支援が必要であろうと思われる子供は委員がおっしゃるようにこれからも増えてくるだろうと思います。直接自治体が事業所に新たな展開を働きかけることは難しいのですが、恐らくは、周囲の自治体の動きなどを見ながら、事業所のほうで、今後、恐らく新たな展開を自然発生的にしていくのではないかと考えていますので、当面はそういった動きを見てまいりたいというふうに考えております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 36 分

再開 午後 6 時 04 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、議案第 26 号ないし第 28 号については否決、陳情第 835 号をはじめ、継続審査中の請願第 2 号並びに陳情第 1 号、第 310 号、第 314 号、第 316 号、第 320 号及び第 321 号は願意妥当、採択を求めて討論を行います。

議案第 26 号、小樽市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案です。平成 24 年第 1 回定例会で我が党は、障害者に原則 1 割の応益負担を強いる過酷な制度で、障害者から生存権の侵害、憲法違反として強い反対があり、応益負担として 1 割を家計の負担能力に応じて負担することは認められないとして反対してまいりました。改正内容は、保育所等訪問支援に関する業務及び障害児相談支援に関する業務を追加したものであります。しかし、保育所等訪問支援に関する業務については、相談 1 回につき 9,120 円とされ、保護者は 1 割負担です。障害者相談サービスに対して手数料を取ることを認めるわけにはいきません。

議案第27号、議案第28号は、子ども・子育て支援新制度に関する条例案です。提案された条例案は、本年第2回定例会で決議されている小樽市暴力団の排除の推進に関する条例を一部独自条例として盛り込んだだけで、具体的な条文も内容も記載されておらず、市民的に不明な部分が多く、国自体が明確な内容を示していないものも多くあります。保育認定や延長保育、保育士の配置、給食の外部搬入、保育料に上乗せ徴収する問題など、不明確な問題が山積みです。我が党は、子育て世代にも理解しがたい条例案には反対であり、明確な条例内容に変えて提出し直し、改めて議論すべきだと主張させていただきます。

陳情第835号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書提出方について及び継続審査中の案件である請願、陳情については願意妥当、採択を求めます。

詳しくは本会議で述べますが、全会派の皆さんの御賛同を求めて討論いたします。

○斎藤（博）委員

民主党・市民連合を代表して、議案27号及び第28号について可決の立場から討論を行います。

この二つの議案に関しましては、2点ほど問題の指摘があり議論がされました。一つは、条例上のつくりの問題であり、議会のチェック機能に関する部分でもありました。この部分につきましては、さきに行われました議会運営委員会で我が会派の林下委員の質問に対して総務部長から第4回定例会までにルール化するという答弁がされているところであります。

また、もう一つの問題点は、国の動き、そして今回の条例に関連して、小樽の保育の質若しくは関連する部分への心配が指摘されました。この部分につきましても、本日の厚生常任委員会の質疑の中で私なりに公立保育所の役割、利用者負担の問題、保育の質の確保の問題、認可外保育施設の問題等について福祉部の考え方をただしてまいりました。

詳しくは本会議で述べますが、こういった本日の答弁を踏まえて、そうした内容を第4回定例会の中でさらに深めていくという立場に立っていることを申し上げて、議案について賛成する立場からの討論にかえます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、さように決しました。

次に、陳情第321号及び第835号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、さように決しました。

次に、議案第26号ないし第28号並びに請願第2号並びに陳情第1号、第310号及び第320号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、請願及び陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。